

日之影町公共施設等総合管理計画  
【改訂版】

令和4年9月

日之影町



## 目次

<b>第1章 公共施設等総合管理計画の背景</b>	<b>1</b>
1. 背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	3
4. 公共施設の維持管理に関する計画策定の実績	3
<b>第2章 日之影町の現況</b>	<b>4</b>
1. 日之影町の概要	4
2. 日之影町の人口	6
3. 日之影町の財政	12
<b>第3章 公共施設の現況</b>	<b>19</b>
1. 公共施設(建築物)の配置状況	19
2. 対象施設の類型別整備状況	27
3. 公共施設(建築物)の将来更新費用の推計	34
4. 土木インフラの現状と将来更新費用の推計	37
5. 公共施設及びインフラ資産の将来更新費用の推計	39
<b>第4章 計画における基本方針</b>	<b>40</b>
1. 公共施設マネジメントのあり方	40
2. 日之影町公共施設等総合管理計画の基本方針	43
3. 公共施設縮減目標の設定	45
4. 公共施設等の維持管理方針	46
<b>第5章 施設類型毎の管理に関する基本的な方針</b>	<b>50</b>
1. 保有施設の再分類	50
2. 公共施設の類型別の基本的な方針	53
3. インフラ系施設に関する類型別の基本方針	55

**第6章 計画の推進** **58**

---

1. 推進体制 58

2. 計画の進め方 59

# 第1章 公共施設等総合管理計画の背景

## 1. 背景

現在、日本全国において急速に社会経済情勢の変化が進行しています。

総人口の減少、少子化・超高齢化の進展、行政においては財政状況の困窮、公共施設の老朽化、また、大規模自然災害の発生等地球規模での環境の変化、ICT等情報通信技術の発展、住民ニーズの多様化、さらには防災意識の高揚等です。

これらを踏まえ、地方自治体には行政サービスの在り方に対する認識と仕組みの変化が、これまで以上に求められています。

我が国の公共施設の多くは、旧耐震基準であった高度経済成長期に整備されています。このため、耐震化が必要なものや、更新時期を既に越えたもの、老朽化対策が早急に必要なものがあり、今後、このような施設は更に増加することが想定されます。

一方、道路・橋梁等インフラ系の公共施設においても、経年変化等による損傷・劣化が進んでおり、将来的な修繕予測を想定した維持管理計画や、予防保全型の維持管理による長寿命化対策が求められています。

また、少子高齢化、核家族化等の社会情勢の大きな変化に伴って、公共施設に対するニーズの変化への対応も重要な課題となっています。

国はこのような喫緊の課題に対し、長期に渡り持続可能な施設管理に本腰を入れて取組むために、国土交通省から「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日付インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)を提示し、また、総務省から「公共施設等総合管理計画の策定要請」(平成26年4月22日付)を各都道府県知事と各市町村長に通達しています。

日之影町(以下「本町」という)においても全国と同様に、人口の変化や高齢化社会の進行に伴う公共施設の在り方や、ニーズの変化が予測され、現在の公共施設に関する問題や課題を明確にし、今後の施策の方向性を明確に打ち出すことが求められています。

本町が保有する公共施設等においても、営々と築かれた町民の財産を効率的に活用するとともに、本町の行政サービスの拠点として、今後の社会経済情勢の変化を踏まえた再構築が早急に必要となります。

本町では、次世代にとっても安全で安心な公共施設等の整備を目指し、社会経済情勢の背景や課題を整理した上で、必要となる各施設の維持管理や再整備に関する方針を検討していくため、平成29年3月に「日之影町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

令和3年度で計画期間の中間年となることと、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂」(平成30年2月、総務省通知)により、計画の充実等が求められていることから、改訂版を策定することとしました。

## 2. 計画の位置づけ

「日之影町公共施設等総合管理計画」は、本町の最上位計画である「日之影町長期総合計画」の下位に位置する計画であり、本町の行財政改革と連携・調整を図りつつ、本町の全公共施設等の基本的な方針・方向性を示すものです。

今後、策定する個別計画等については、「日之影町公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定する必要があります。なお、既存の個別計画等についても必要に応じ、適切な見直しを行うこととします。

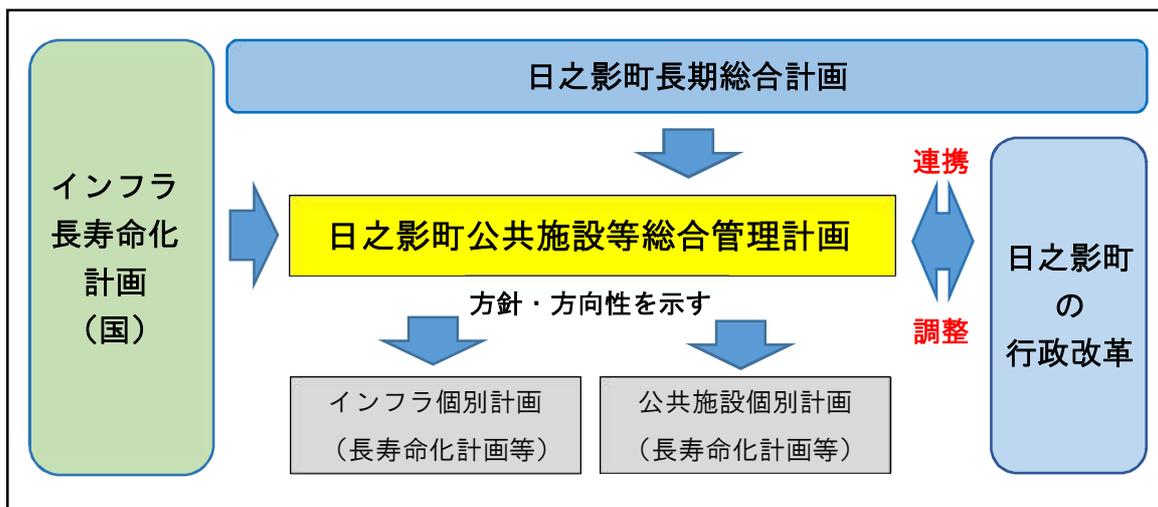


図 計画の位置づけ

### 3. 計画期間

本町が保有する建築系公共施設の3割程度は、昭和56年以前の旧耐震基準に基づいて整備され、建築後30年以上が経過している施設は、4割半ばとなっています。それらを今後も継続して利用していくためには、耐震性能の向上を含めた大規模改修が必要であり、安全性の点や財政負担の面から重要な課題となっています。

本計画の期間は、公共施設の寿命が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、2017年度(平成29年度)を初年度とし、2056年度(令和38年度)までの40年間の将来推計に基づき策定します。当初の2017年度(平成29年度)から2026年度(令和8年度)までの10年間を第1期として、以後10年間毎に第2期～第4期に分け、本町の公共施設計画について検討します。

なお、計画の見直しについては、期(10年)毎の見直しを基本とし、上位関連計画や社会情勢の大きな変化、また歳入歳出の状況や制度の変更等、試算の前提条件への変更あった場合には適宜、見直しを行うこととします。

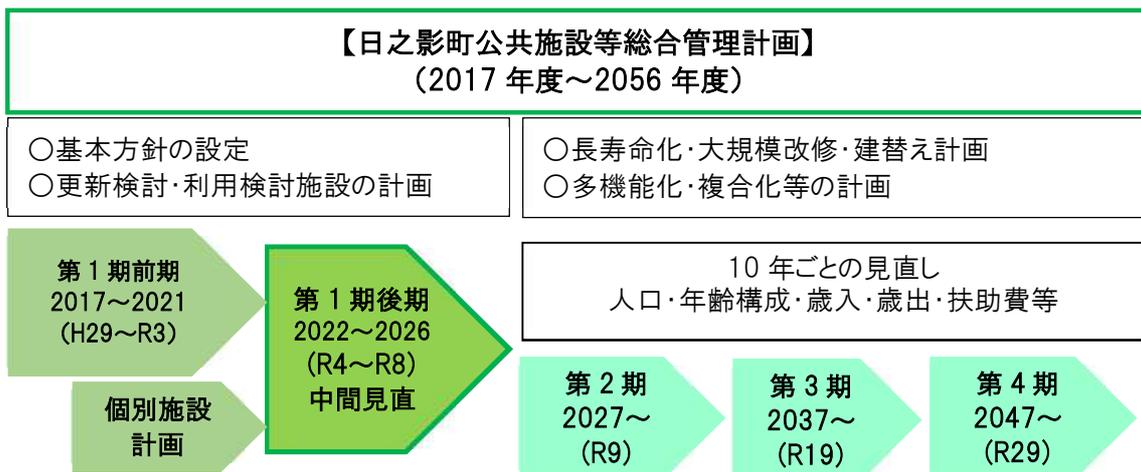


図 計画期間設定のイメージ

### 4. 公共施設の維持管理に関する計画策定の実績

本町では、下記の通り、公共施設の維持管理に関する計画を策定し、施設の管理方針等を定めています。

表 関連する個別施設計画期間

各個別施設計画	策定時期	計画期間
日之影町公共施設等個別施設計画	2020年度	2021年度～2030年度
日之影町学校施設等長寿命化計画	2020年度	2021年度～2030年度
日之影町医療施設個別施設計画	2020年度	2021年度～2030年度
日之影町橋梁長寿命化修繕計画	2020年度	2021年度～2030年度
日之影町道路トンネル長寿命化計画	2019年度	2020年度～2029年度

## 第2章 日之影町の現況

### 1. 日之影町の概要

#### (1) 位置、地勢

本町は、宮崎県北西部に位置し、東は綱の瀬川をへだてて延岡市に接し、西は高千穂町、南は美郷町、諸塚村、北は大分県豊後大野市及び佐伯市に接し、東西約9km、南北約30km、総面積277.67k㎡の農山村であり、町土の91%以上が山林原野です。

また、県の五大河川の一つでもある五ヶ瀬川が町の中央部を東西に貫流し、その支流の日之影川が町の北部を東西に二分して流れているほか、大小の河川が周囲の深山からこの二つの川に山を削って流れ込み、深いV字形の渓谷を形成しています。

これらの河川の両岸は50m～100mの切り立った断崖となり、その上部に階段状に耕地が拓かれ、その耕地を中心に大小多数の集落が形成されています。



#### (2) 沿革

本町は、明治4年7月、廃藩置県後延岡県に属し、まもなく美々津県臼杵郡となり、明治6年宮崎県となりました。明治12年郡区編成実施により七折村、岩井川村、分城村に各戸長役場が設けられました。明治17年8月、臼杵郡を東西に分けて西臼杵郡となりました。

明治22年町村制が実施され、七折村役場を宮水に置き、岩井川村と分城村を合併して岩井川村と改称し、役場を大人に置きました。その後、七折村は昭和7年7月役場を東日之影に移転し、岩井川村は大正6年3月役場を新日之影に移転、さらに昭和19年2月に現在の町役場所在地(令和3年4月の新庁舎移転前)に移転しました。

昭和26年1月1日七折村と岩井川村は統合合併して町制をしき、「日の影町」と改称しました。

昭和31年9月30日、旧岩戸見立地区を編入合併し、町名を「日之影町」に改めて現在に至っています。

(3) 道路交通状況

本町の道路は、国道1路線、主要地方道1路線、一般県道4路線、町道 266 路線があり、地域の大動脈である国道 218 号は熊本市中央区を起点として五ヶ瀬町、高千穂町を経て、五ヶ瀬川の左岸沿いに町を東西に横断し、宮崎県延岡市へ繋がっています。

公共交通のバスは宮崎交通が運行しており、公共交通機関に恵まれていない地域や、町民の高齢化等によるバス需要の拡大に対応するため、平成 20 年 6 月より町が運行主体の「日之影町コミュニティバス(愛称:すまいるバス)」が運行しています。

(4) 土地利用

本町の面積は 277.67km<sup>2</sup> で、地目別面積でみると、森林が最も多く 9 割以上を占め、次いで農用地、道路、河川の順となっています。

表 地目的別面積

単位：Km<sup>2</sup>

農用地				森林			原野	河川				道路				宅地			その他	合計	
水田	畑	採草放牧地	計	国有林	民有林	計		水面	河川	水路	計	一般道路	農道	林道	計	住宅地	工業用地	その他宅地			計
4.62	3.31	0.44	8.37	72.97	181.29	254.26	1.89	0.16	4.79	0.26	5.21	4.79	0.10	0.66	5.55	0.76	0.06	0.21	1.03	1.36	277.67

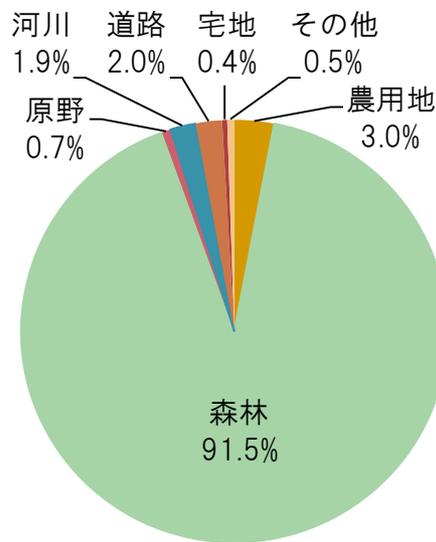


図 地目的別面積の割合

出典：町勢要覧 2012

## 2. 日之影町の人口

### (1) 人口と世帯数の推移

本町の令和2年における人口は3,635人、世帯数1,493世帯で、昭和60年以降人口、世帯数共に減少傾向にあります。

世帯当たり人員も、昭和60年以降減少を続け、令和2年では1世帯当たり2.43人となり、核家族化が進行しています。

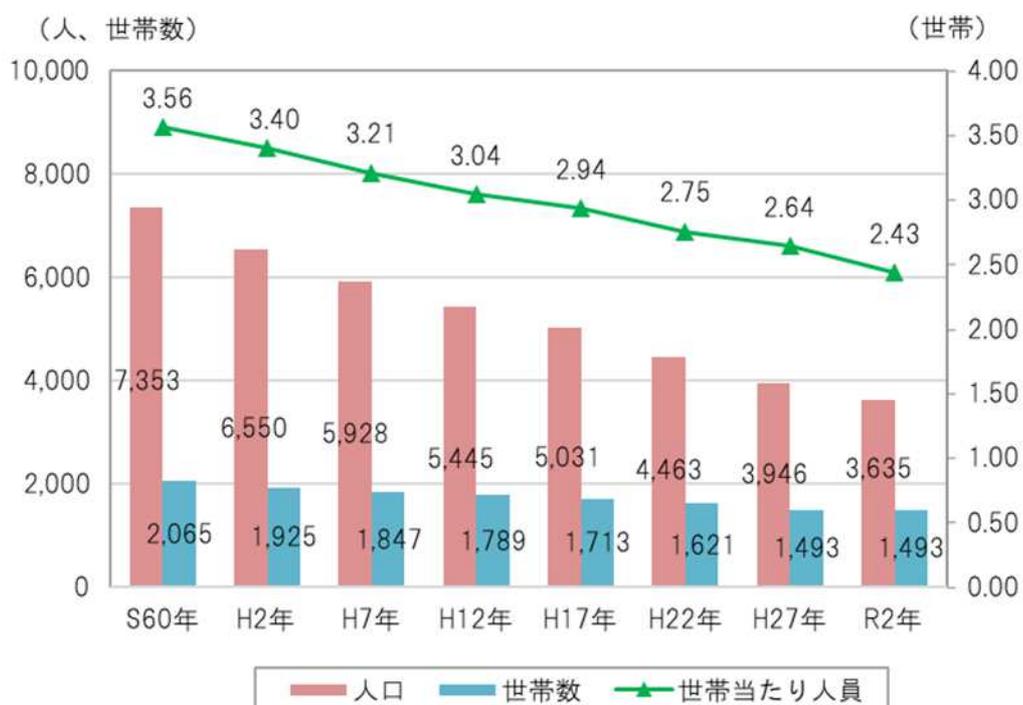


図 人口・世帯数の推移

出典：各年国勢調査

(2) 年齢別人口の推移

令和 2 年における本町の年齢区分別人口は、15 歳未満が 378 人(10.4%)、15～64 歳が 1,600 人(44.0%)、65 歳以上が 1,657 人(45.6%)です。

年齢区分別の割合で見ると、15 歳未満人口の割合は減少傾向であり、平成 2 年からは 65 歳以上人口が 15 歳未満人口を上回る少子高齢化が進み、平成 22 年より 15～64 歳人口と 65 歳以上人口の割合が共に 4 割台となり、令和 2 年では、65 歳以上人口が 15～64 歳人口を上回る結果となっています。

また、令和 2 年の宮崎県全体と比較すると 65 歳以上人口の割合が 13.4 ポイント高く、15 歳未満の割合が 3.1 ポイント低い状況となっています。

表 年齢区分別人口の推移

	総人口	年齢区分別人口			
		15歳未満	15～64歳	65歳以上	不詳
昭和60年	7,353	1,411	4,635	1,307	0
平成2年	6,550	1,164	3,886	1,500	0
平成7年	5,928	894	3,328	1,706	0
平成12年	5,445	727	2,884	1,834	0
平成17年	5,031	629	2,490	1,912	0
平成22年	4,463	502	2,117	1,844	0
平成27年	3,946	409	1,852	1,684	1
令和2年	3,635	378	1,600	1,657	0
宮崎県令和2年	1,069,576	139,773	568,255	344,543	17,005

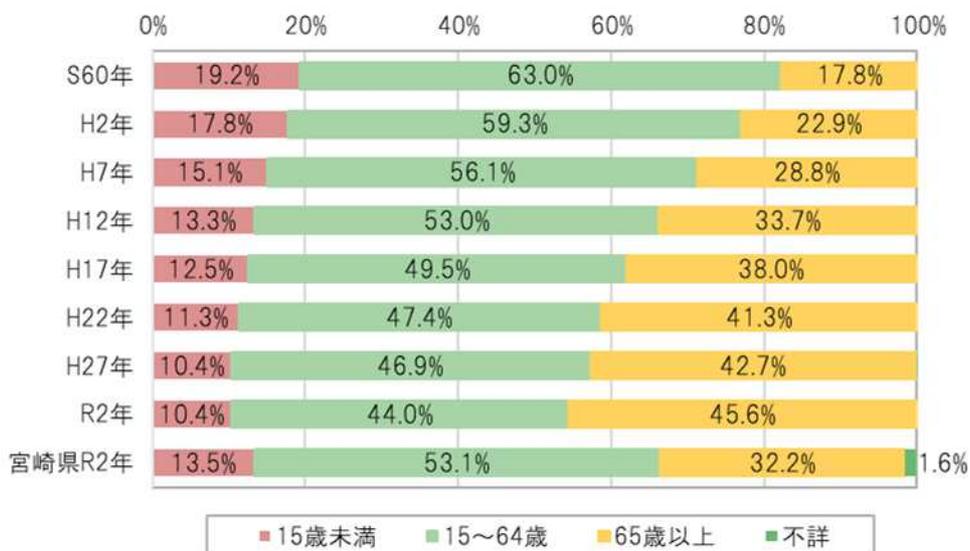


図 年齢区分別人口割合の推移

出典：各年国勢調査

(3) 将来人口

平成 27 年 3 月に策定された「第 5 次日之影町長期総合計画」で、住民基本台帳人口を使用したコーホート変化率法による推計では、平成 36 年は 3,402 人という結果となっています。

令和 2 年 3 月に策定された「第 2 期日之影町人口ビジョン・日之影町地域創生総合戦略」では、2060 年(令和 42 年)の将来人口の独自推計を 2,020 人としています。



一方で、国立社会保障・人口問題研究所による本町の将来人口の予測では、平成 2 年の 6,550 人から減少し、50 年後の令和 22 年には 2,073 人となることが予測されています。

また、年齢区分別の割合をみると、65 歳以上の割合の増加が続き、令和 22 年における 65 歳以上の人口は平成 27 年から 9.8 ポイント増加し、その時点の 15 歳未満人口の割合の約 6.2 倍になると予測されています。

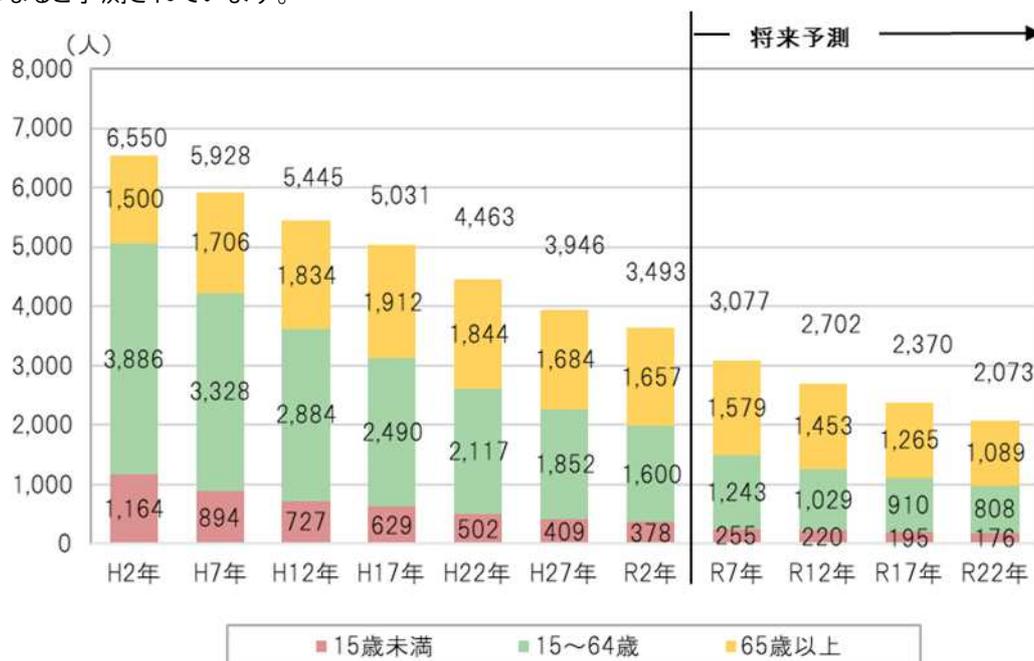


図 将来人口の推移

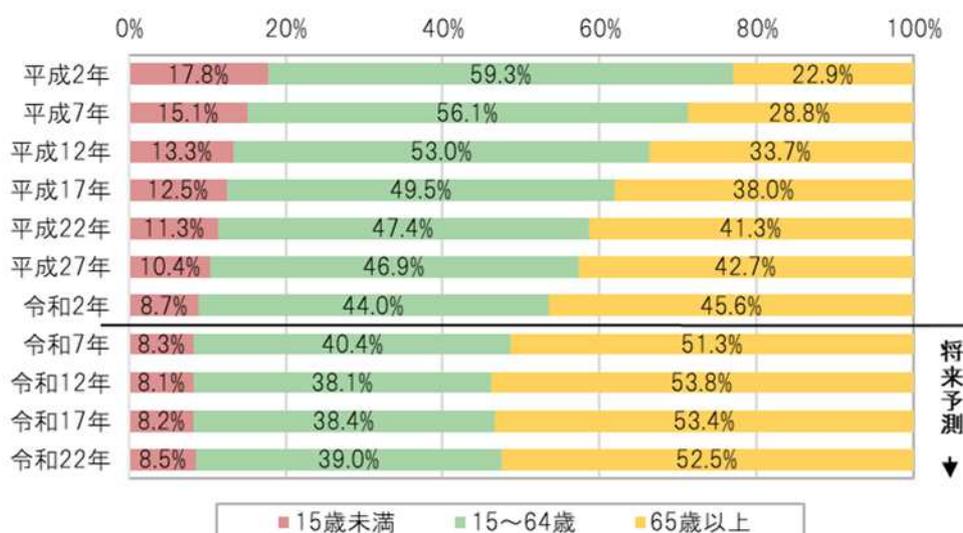


図 年齢区分別将来人口の割合

出典：令和 2 年以前データ国勢調査  
令和 7 年以降データは国立社会保障・人口問題研究所

(4) 地区別の人口

本町では町内を 12 地区で分けています。平成 27 年の地区別人口をみると、「高松地区」が 649 人と最も多く、本町の総人口(3,946 人)の 1 割半ばを占めており、次いで「八戸地区」の 624 人となっています。最も人口が少ないのは、「鹿川・中川地区」で 56 人となっています。

平成 17 年からの地区別人口の推移をみると、どの地域も減少しています。平成 17 年と平成 22 年は「八戸地区」の人口が最も多かったのですが、平成 27 年では「高松地区」が最も多くなっています。

表 地区人口の推移

地区名	H17	H22	H27
高松地区	768	702	649
長谷川地区	432	418	363
宮水・平清水地区	725	594	538
大菅・中村地区	416	365	332
中央地区	482	417	344
八戸地区	874	749	624
鹿川・中川地区	92	79	56
大人・古園地区	365	354	335
中尾・追川地区	239	212	178
山附地区	141	121	112
小川平地区	203	181	165
見立地区	185	159	135
その他	109	112	115
合計	5,031	4,463	3,946

※その他の内訳：清流園・寿久の里、町病院・青雲荘

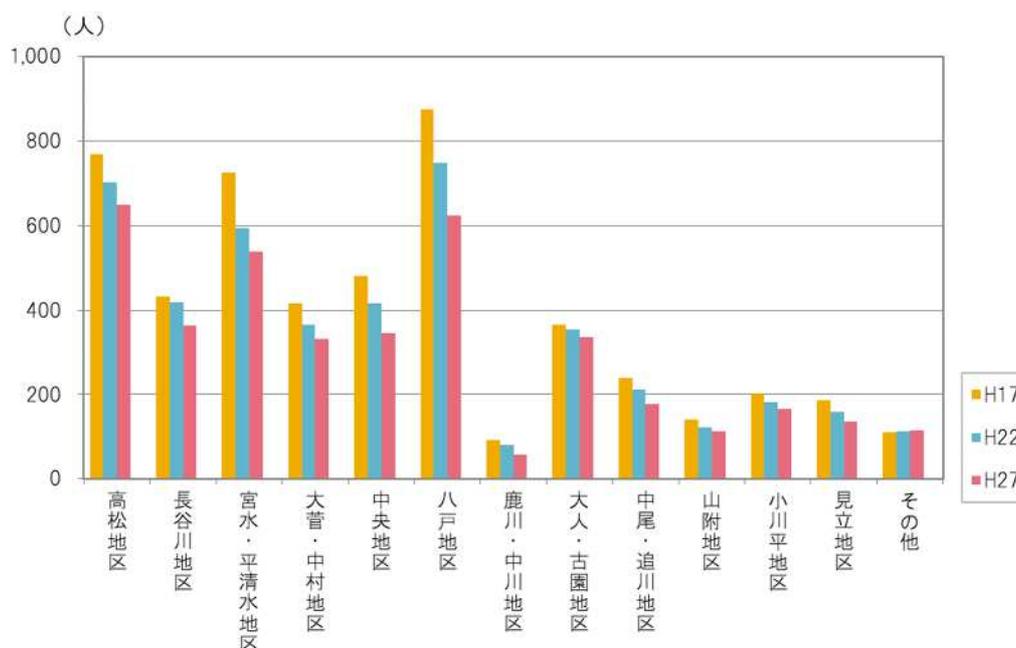


図 地区人口の推移

出典：各年国勢調査、H27 は庁内資料

(5) 産業別就業者数

本町の産業別就業者数は減少傾向にあり、平成 27 年では 2,160 人でした。

内訳は、第 3 次産業が最も多く 4 割半ばを占め、次いで第 1 次産業が 3 割半ば、第 2 次産業が 2 割弱となっています。

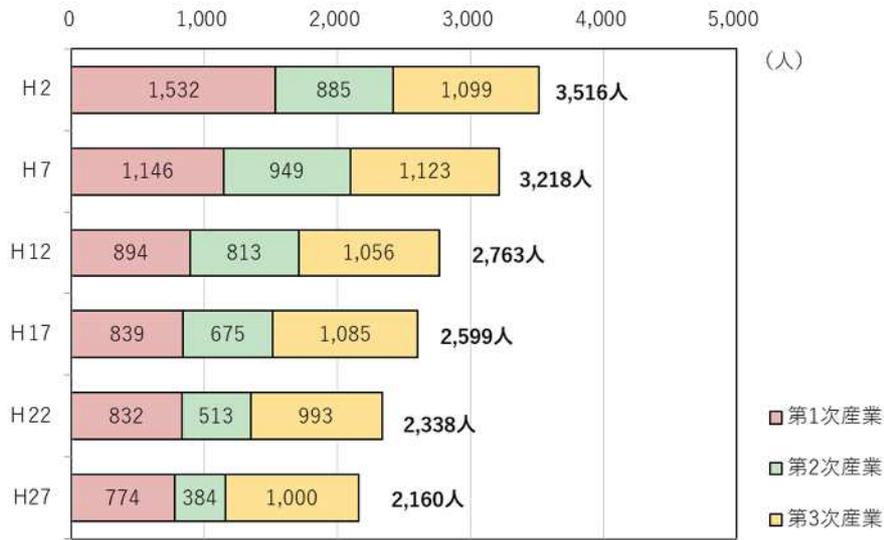


図 産業別就業者数の推移

H27	就業者数 (人)	割合
第1次産業	774	35.8%
第2次産業	384	17.8%
第3次産業	1,000	46.3%
分類不能	2	0.1%
合計	2,160	100.0%

凡例	
	第1次産業
	第2次産業
	第3次産業
	分類不能

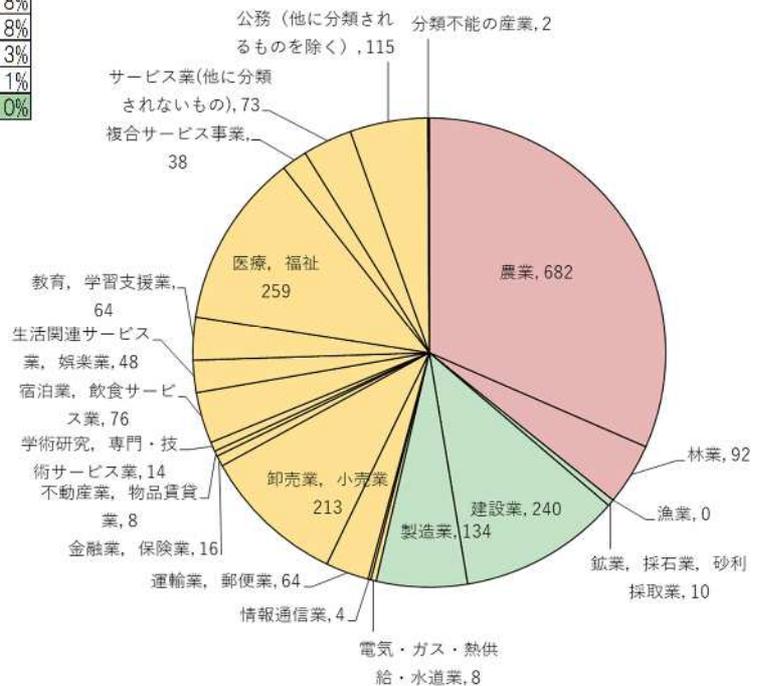


図 産業別就業者数の割合(H27)

出典: 各年国勢調査

### 3. 日之影町の財政

#### (1) 令和2年度決算状況

令和2年度の本町の一般会計及び特別会計の決算総額は、歳入決算額95億3942万円、歳出決算額94億13万円で、差引8,914万円の黒字の状況でした。

表 令和2年度 決算

単位：千円

会計区分	歳入	歳出	繰越財源	差引残額
一般会計	7,409,267	7,305,311	50,150	53,806
特別会計	2,130,156	2,094,815		35,341
国民健康保険	609,487	606,714		2,773
簡易水道	76,794	74,494		2,300
奨学資金	13,169	13,145		24
農業集落排水	16,371	16,136		235
介護保険	710,816	693,165		17,651
サービス事業勘定	254	252		2
後期高齢者医療	58,677	58,645		32
国保病院（収益的収支）	644,588	632,264		12,324
合計	9,539,423	9,400,126	50,150	89,147

出典：広報ひのかけ 第677号 2021年10月発行

(2) 歳入(一般会計)の内訳

令和2年度決算の歳入額は74億927万円であり、前年度と比較すると14億3690万円増加しています。

自主財源では「繰入金」が6.0%、依存財源では「地方交付税」が36.2%と、最も割合が大きくなっています。

表 歳入(一般会計)の内訳

単位：万円、%

区分	款	R2年度		R1年度		増減額
		決算額	構成比	決算額	構成比	
自主財源	町税	35,236	15.2%	35,850	15.3%	△ 614
	財産収入	4,094		3,635		459
	使用料及び手数料	0		3,669		△ 3,669
	寄付金	9,319		0		9,319
	繰入金	44,145		24,981		19,164
	繰越金	5,665		12,308		△ 6,643
	諸収入	7,247		5,744		1,503
	その他	6,678		5,119		1,559
	依存財源	国庫支出金		107,498		84.8%
県支出金		51,334	55,913	△ 4,579		
町債		177,768	132,320	45,448		
地方交付税		268,093	263,860	4,233		
その他		23,850	21,009	2,841		
合計		740,927	100.0%	597,237	100.0%	143,690

出典：広報ひのかけ

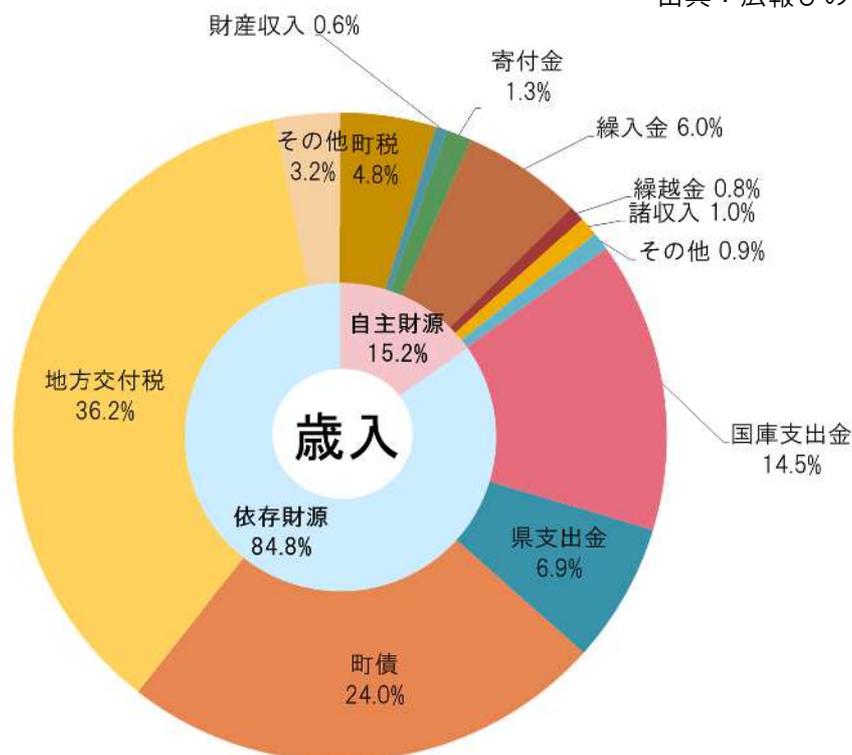


図 R2年度 歳入(一般会計)の内訳

出典：各年 広報ひのかけ 10月号

平成 23 年度以降の歳入の推移をみると、町税は 3 億円前後を保っています。人口が減少していく上、生産年齢人口の割合も同時に減少すると見込まれるため、町税が減少していくことは避けられないと考えられます。

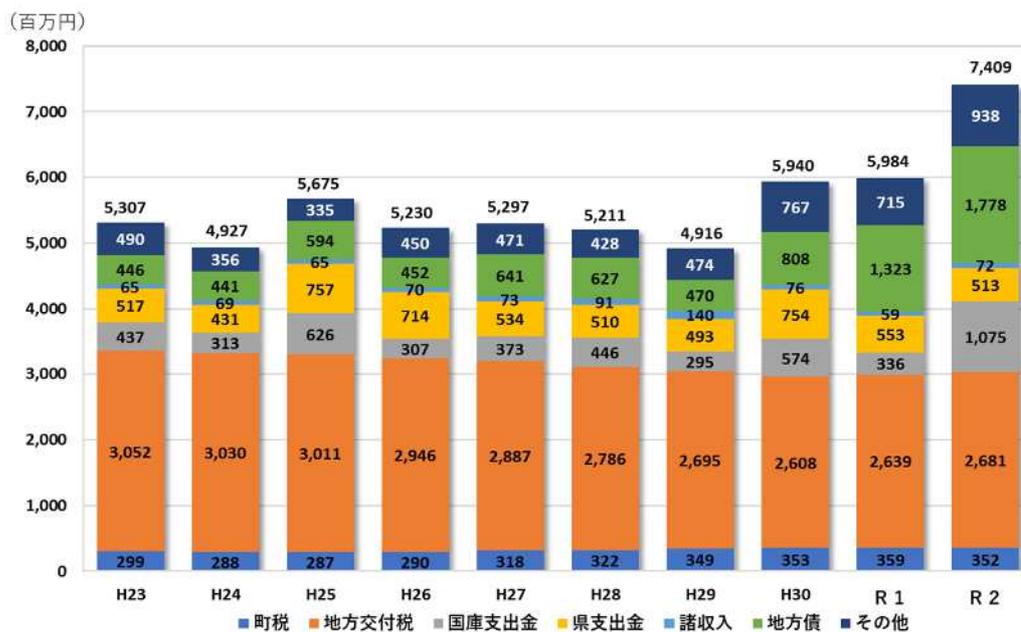


図 歳入(一般会計)の推移

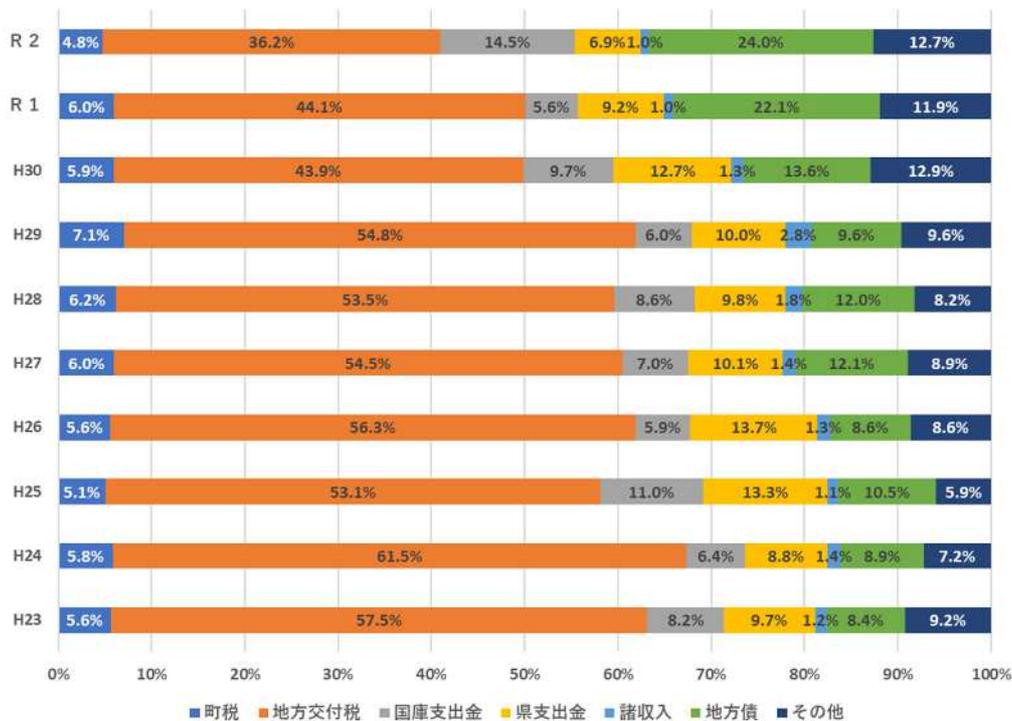


図 歳入(一般会計)の割合

出典:各年 広報ひのかげ 10月号

(3) 歳出(一般会計)の内訳

令和2年度決算の歳出額は、73億531万円で、前年度と比較すると14億1,559万円増加しています。

義務的経費では「人件費」(10.6%)、投資的経費では「普通建設事業費」(37.9%)、一般行政経費では「補助費等」(19.1%)、その他経費では「繰出金」(4.5%)の割合が最も大きくなっています。

表 R2年度 歳出(一般会計)の内訳

単位：万円、%

区分	款	R2年度		R1年度		増減額
		決算額	構成比	決算額	構成比	
義務的経費	人件費	77,359	22.9%	73,855	27.5%	3,504
	扶助費	32,989		32,413		576
	公債費	57,288		55,653		1,635
投資的経費	普通建設事業費	277,008	40.0%	202,434	36.6%	74,574
	災害復旧費	15,319		13,034		2,285
一般行政経費	物件費	76,255	30.1%	66,487	29.0%	9,768
	補助費等	139,167		98,047		41,120
	維持補修費	4,809		6,453		△1,644
その他経費	繰出金	32,705	6.9%	30,527	6.9%	2,178
	積立金	13,132		5,547		7,585
	投資・出資・貸付金	4,500		4,522		△22
合計		730,531	100%	588,972	100%	141,559

出典：広報ひのかげ

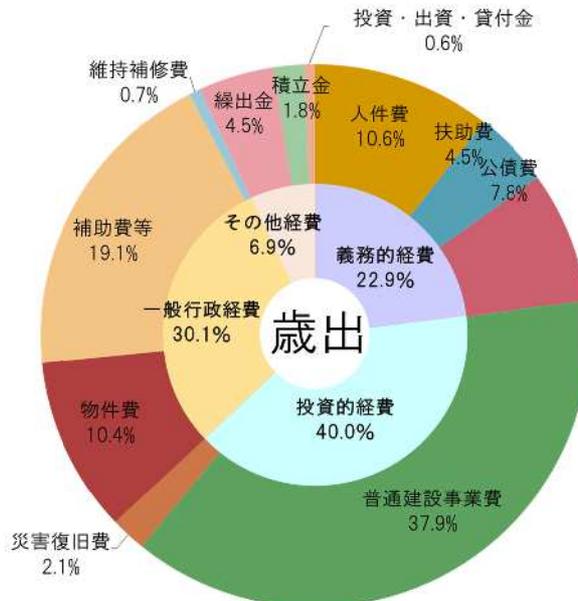


図 R2年度 歳出(一般会計)の内訳

出典：各年 広報ひのかげ 10月号

平成 23 年度以降の歳出の推移をみると、人件費が約 10～17%前後、扶助費 4～9%前後、公債費が 7～17%前後とほぼ一定の割合である一方、投資的経費が 20%台～40%台と年度による変動が大きくなっています。

今後、人口減少、高齢化の進展に伴い、扶助費等の増加に加え、後期高齢者医療費や介護保険等の負担が増大していくことが考えられます。

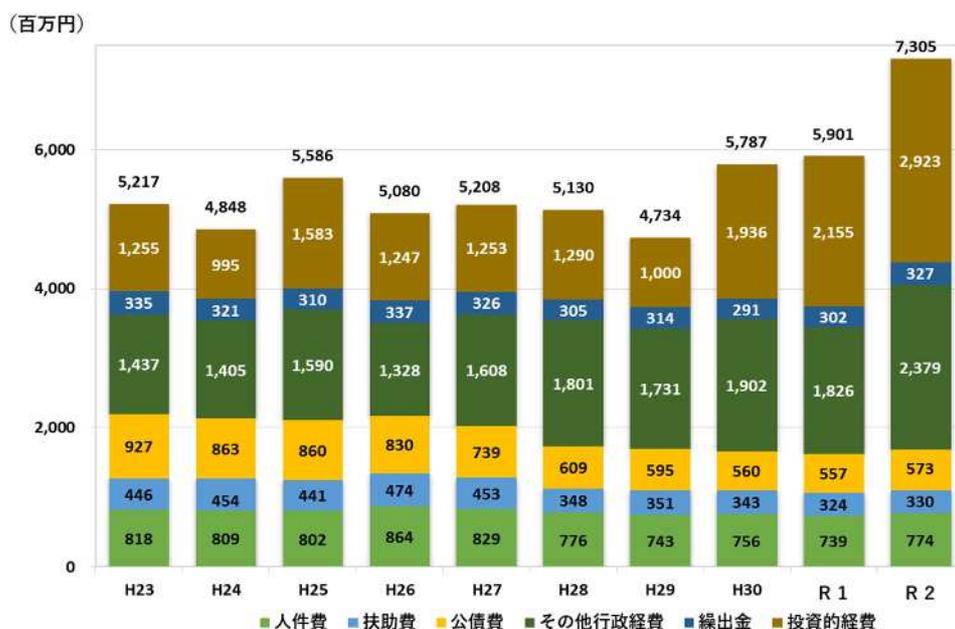


図 歳出(一般会計)の推移

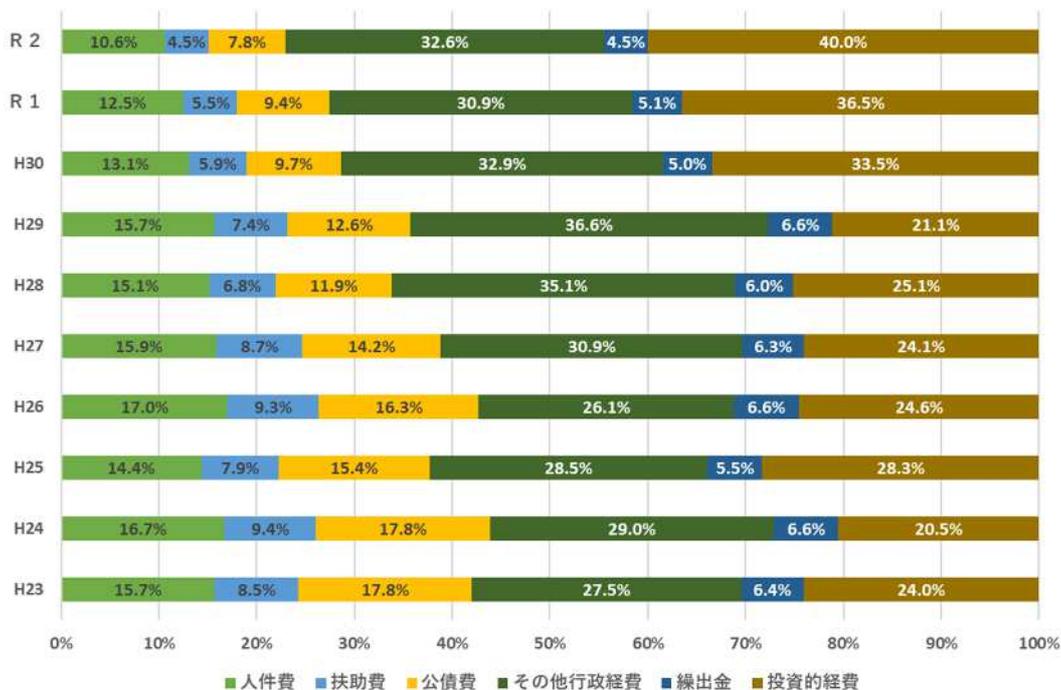


図 歳出(一般会計)の割合

出典:各年 広報ひのかけ 10 月号

(4) 公共施設の整備や管理運営に関する経費(一般会計)

公共施設の整備や管理運営に関する経費として、投資的経費、維持補修費、公債費があります。

平成 23 年度からの推移をみると、平成 25 年度から投資的経費は減少傾向にありましたが、平成 30 年度を境に上昇傾向にあります。

過去 10 年間の普通建設事業費の平均は、約 14.2 億円となっていました。

維持補修費は増減を繰り返し、公債費は近年減少傾向にあります。



図 投資的経費の推移

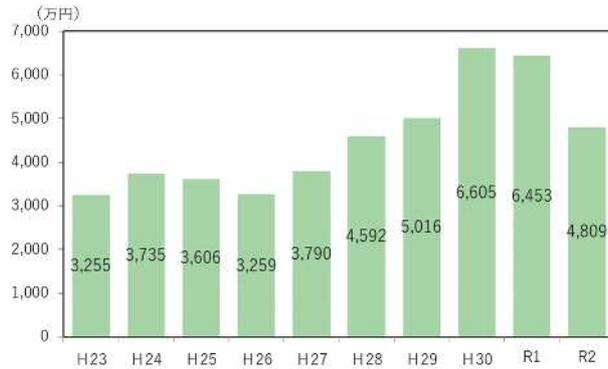


図 維持補修費の推移

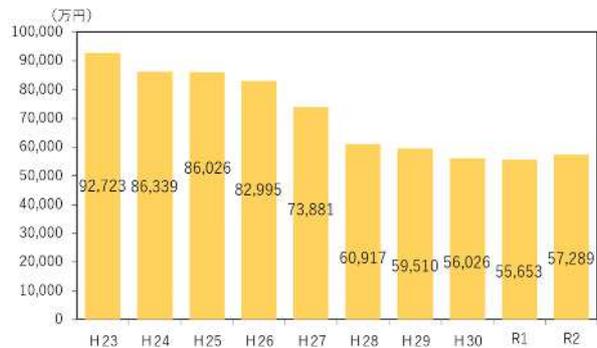


図 公債費の推移

出典:各年 広報ひのかけ 10月号

(5) 職員数

本町の職員数は 126～138 人を推移しており、令和 2 年度は 126 人となっています。そのうち、町長部局の「病院」の職員が最も多く 34 人であり、全体の 2 割半ばを占めています。

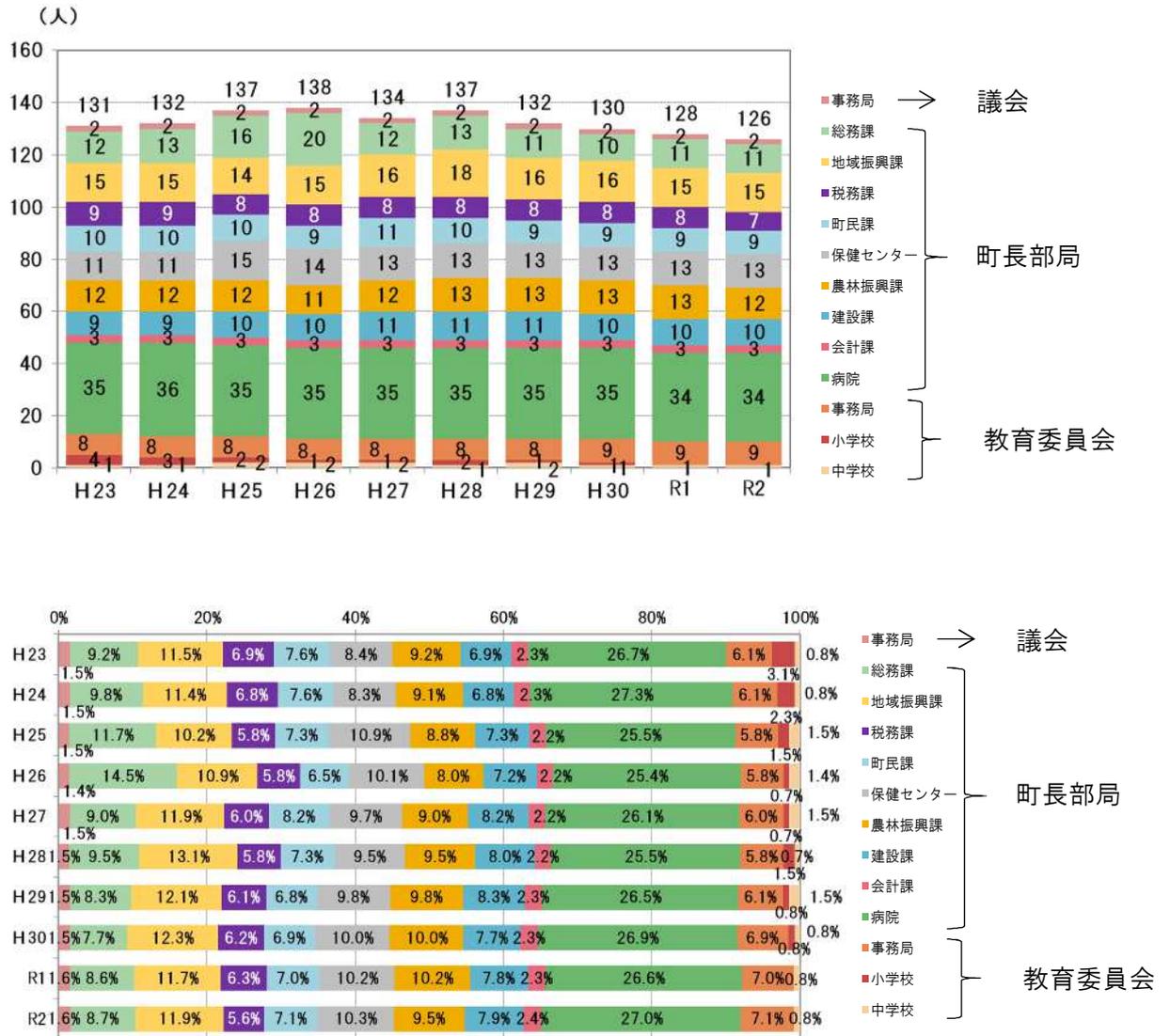


図 職員数の推移

出典:各年 広報ひのかけ 4月号(各年4月1日現在)

## 第3章 公共施設の現況

### 1. 公共施設（建築物）の配置状況

#### (1) 施設総量について

日之影町が保有する公共施設（建築物）を、総務省更新プログラムで定義された15項目の大分類に分類しました。

表 施設項目一覧表

大分類	中分類	施設名称例
町民文化系施設	集会施設	町民ホール
		コミュニティセンター
		公民館
	文化施設	町民の家
青年の家		
社会教育系施設	町民会館	
	町民文化センター	
	図書館	中央図書館
	地域図書館・図書館分室	
	博物館等	博物館、郷土資料館
		美術館
プラネタリウム		
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	社会教育センター
		町民体育館
		町民プール
		武道館
		サッカー場
		テニスコート
	レクリエーション施設・観光施設	野球場
		キャンプ場
	保養施設	少年自然の家
		観光センター
産業系施設	産業系施設	保養施設
		労働会館・勤労会館
		産業文化センター
学校教育系施設	学校	産業振興センター
		小学校
		中学校
		特別支援学校
	その他教育施設	高等学校
		総合教育センター
子育て支援施設	幼保・こども園	給食センター
		幼稚園
		保育所
	幼児・児童施設	こども園
児童館・児童センター、		

大分類	中分類	施設名称例
子育て支援施設		こどもの家
		地域子どもの家
		子育て支援センター
		放課後児童クラブ、児童会
保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人福祉センター
		デイサービスセンター
		生きがい活動センター
		地域包括支援センター
		老人憩いの家
	障害福祉施設	障害者総合支援センター
		デイサービスセンター
	児童福祉施設	児童養護施設
		母子生活支援施設
	保健施設	保健会館
保健所		
その他社会保険施設	福祉会館	
医療施設	医療施設	町民病院・診療所
行政系施設	庁舎等	庁舎
		支所
		町政センター・町民の窓口
	消防施設	消防署
		分署・分遣所・出張所
	その他行政系施設	環境センター
		清掃事務所
		備蓄倉庫
		防災センター
	町営住宅	町営住宅
公園	公園	管理棟
供給処理施設	供給処理施設	倉庫、便所
		ごみ処理場・クリーンセンター
		浄化センター
		地域冷暖房施設
その他	その他	駐車場、駐輪場
		斎場、墓苑
		公衆便所
		卸売市場、共同販売所
		職員住宅、寮
上水道施設	上水道施設	浄水処理場
下水道施設	下水道施設	配水場
		下水処理施設

※総務省更新プログラム：総務省が公共建築物総合管理計画策定のための補助プログラムとして公開しているソフトウェア

日之影町が保有する公共施設は、全 139 施設、303 棟、総延床面積 75,837m<sup>2</sup>です。分類の結果、下表や下図で示すように、棟数では「町営住宅」が、延床面積では「学校教育系施設」がそれぞれ多いことが分かります。

また人口 3,635 人（2020 年現在）で換算すると人口一人当たりの床面積は、20.86 m<sup>2</sup>／人となり、国の平均 3.75 m<sup>2</sup>／人の 5 倍強となっています。なお、分類上「子育て支援施設」「公園」が存在しませんが、町内には 2 つの私立保育園があり、公園付帯施設はスポーツ・レクリエーション系施設に分類されています。

表 大分類別公共施設集計表

番号	施設項目	施設数	棟数	延床面積	延床割合
1	町民文化系施設	9	9	4,003	5.3%
2	社会教育系施設	6	7	2,845	3.8%
3	スポーツ・レクリエーション系施設	22	57	10,749	14.2%
4	産業系施設	10	22	15,305	20.2%
5	学校教育系施設	5	32	15,974	21.1%
6	子育て支援施設	0	0	0	0.0%
7	保健・福祉施設	7	8	3,198	4.2%
8	医療施設	3	6	4,827	6.4%
9	行政系施設	16	18	4,032	5.3%
10	町営住宅	32	115	12,719	16.8%
11	公園	0	0	0	0.0%
12	供給処理施設	0	0	0	0.0%
13	その他	28	28	2,120	2.8%
14	上水道施設	0	0	0	0.0%
15	下水道施設	1	1	65	0.1%
合 計		139	303	75,837	100.0%

※合計は四捨五入の関係により 100%とはならない。

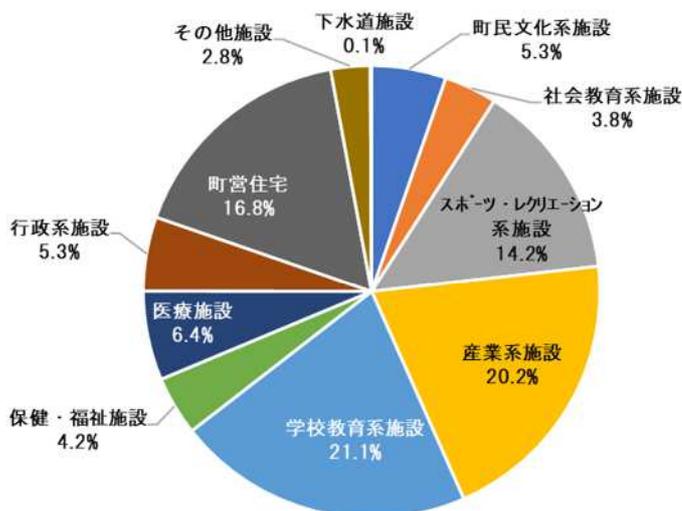


図 分類別公共施設 延床面積割合グラフ

(2) 築年数別施設状況について

下図は、本町が保有する公共施設を建設年別に延床面積を積み上げたものです。築30年以上経過している建築物が全体の46.6%を占め、1981年以前に建設されたいわゆる旧耐震基準の施設が24.8%となっています。

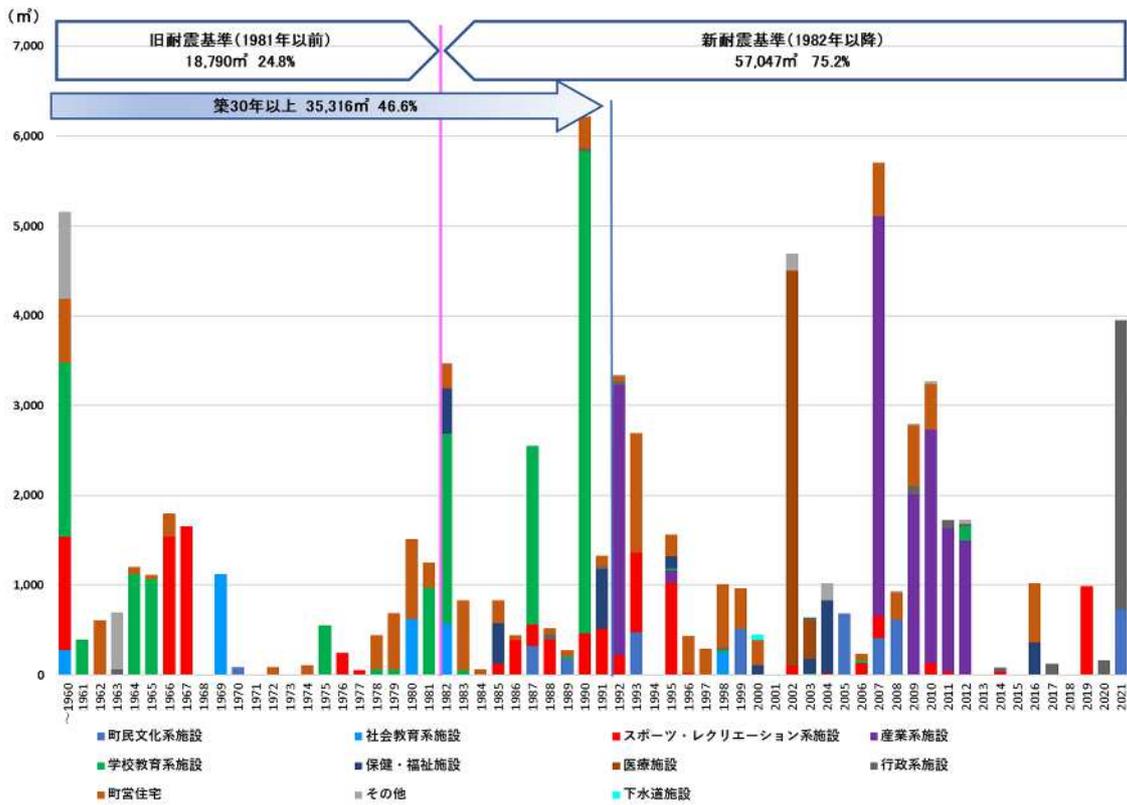


図 公共施設年度別整備延床面積推移

下表は、本町施設を築年数が30年以上か未満かに分け、大分類別に延床面積を集計したものです。全体では、46.6%の施設が築30年以上を経過しています。その中で学校教育系施設の占める面積が多くなっていますが、小学校・中学校の必要な施設についての耐震性については対応済みです。

一般的に建築後30年程度を経過すると、大規模改修等や建替えの検討が必要となる施設が増え、多くの整備費用が必要になる時期を迎えます。従って、今後5割強の施設整備を早急に検討する必要があります。

しかし、その全ての施設を整備するためには莫大な整備費用が必要となるため、困難であり、それゆえ適切な施設マネジメントが必要となってきます。

表 大分類別 築年区分 延床面積

番号	施設項目	築30年以上(m <sup>2</sup> )	築30年未満(m <sup>2</sup> )	合計(m <sup>2</sup> )	築30年以上	築30年未満
1	町民文化系施設	588	3,415	4,003	14.7%	85.3%
2	社会教育系施設	2,593	252	2,845	91.1%	8.9%
3	スポーツ・レクリエーション系施設	6,889	3,860	10,749	64.1%	35.9%
4	産業系施設	—	15,305	15,305	0.0%	100.0%
5	学校教育系施設	15,722	252	15,974	98.4%	1.6%
6	保健・福祉施設	1,611	1,587	3,198	50.4%	49.6%
7	医療施設	—	4,827	4,827	0.0%	100.0%
8	行政系施設	176	3,856	4,032	4.4%	95.6%
9	町営住宅	6,141	6,578	12,719	48.3%	51.7%
10	その他	1,597	523	2,120	75.3%	24.7%
11	下水道施設	—	65	65	0.0%	100.0%
合計		35,317	40,520	75,837	46.6%	53.4%

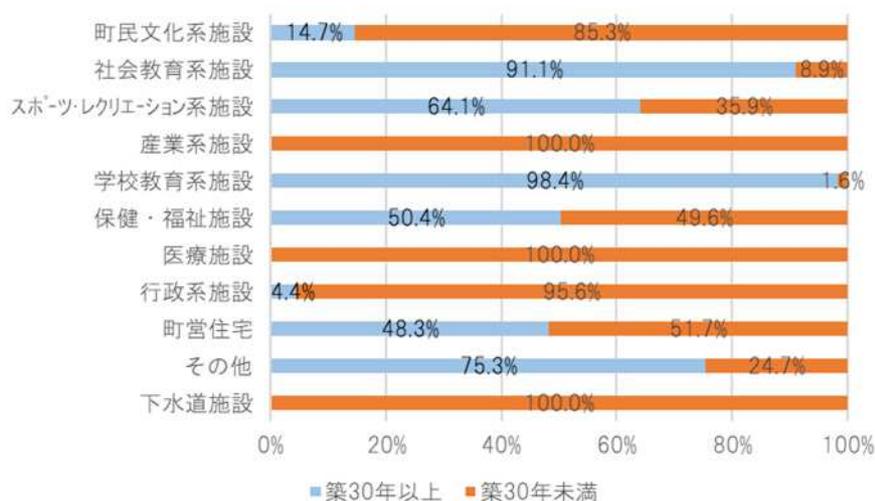


図 築年区分 大分類別 延床面積割合

(3) 構造別施設状況

本町の公共施設の構造は、全体では鉄筋コンクリート（RC）系が最も多く 4 割半ばを占め、次いで木造（W）の 3 割半ばとなっています。大分類別の構造を見ると、学校教育系施設で鉄筋コンクリート（RC）が多く、町営住宅で木造（W）が多くなっています。木造（W）は鉄筋コンクリート（RC）に比べ耐用年数は短くなります。

構造別築年数別延床面積の割合をみると、鉄筋コンクリート（RC）では築 30 年以上経過している建物が 7 割弱あります。

表 構造別延床面積

構造	延床面積(㎡)	割合
鉄筋コンクリート(RC)	35,605	46.9%
鉄骨(S)	5,780	7.6%
木造(W)	26,551	35.0%
コンクリートブロック(CB)	3,803	5.0%
その他	4,098	5.4%
合 計	75,837	100.0%

表 大分類別構造別延床面積

番号	施設項目	鉄筋コンクリート(RC)	鉄骨(S)	木造(W)	コンクリートブロック(CB)	その他	延床面積(㎡)
1	町民文化系施設	1,046	—	2,957	—	—	4,003
2	社会教育系施設	2,313	7	525	—	—	2,845
3	スポーツレクリエーション系施設	5,313	84	5,352	—	—	10,749
4	産業系施設	—	3,012	8,195	—	4,098	15,305
5	学校教育系施設	15,043	525	406	—	—	15,974
6	保健・福祉施設	1,298	811	1,089	—	—	3,198
7	医療施設	4,401	—	426	—	—	4,827
8	行政系施設	3,194	427	107	304	—	4,032
9	町営住宅	1,443	896	6,891	3,489	—	12,719
10	その他	1,489	18	603	10	—	2,120
11	下水道施設	65	—	—	—	—	65
合 計		35,605	5,780	26,551	3,803	4,098	75,837

表 構造別築年数別延床面積

築年数	鉄筋コンクリート(RC)	鉄骨(S)	木造(W)	コンクリートブロック(CB)	その他	延床面積(㎡)
築 30 年以上	23,763	894	7,018	3,642	—	35,317
築 30 年未満	11,842	4,886	19,533	161	4,098	40,520
合計	35,605	5,780	26,551	3,803	4,098	75,837

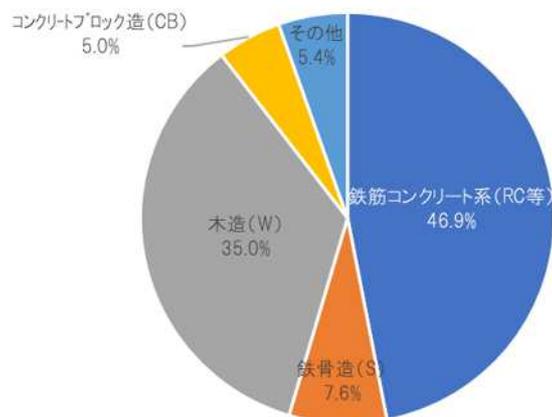


図 構造別延床面積の割合

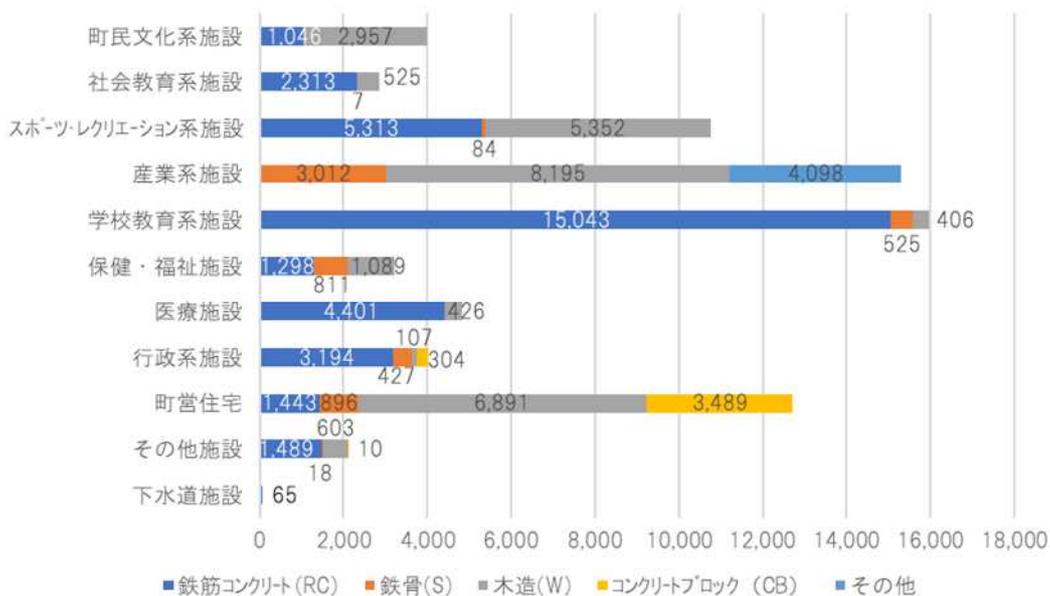


図 大分類別構造別延床面積

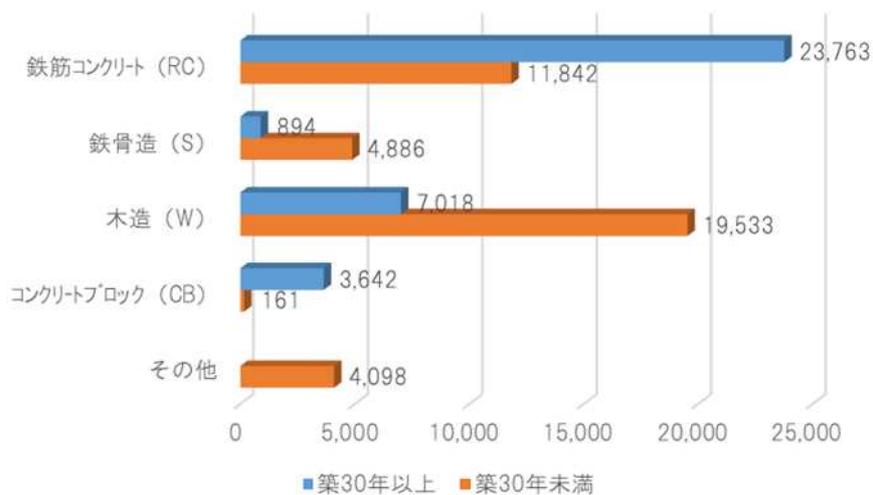


図 構造別築年区分別延床面積

(4) 施設保有量の推移

前回計画からの保有量の推移は下記の通りです。施設数では9施設、延床面積では2,019㎡の縮減となっています。

表 保有量の推移(H28→R3)

番号	施設項目	H28 時点		R3 時点		延床増減
		施設数	延床面積 (㎡)	施設数	延床面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
1	町民文化系施設	10	3,379	9	4,003	624
2	社会教育系施設	8	4,477	6	2,845	▲ 1,632
3	スポ-ツレクリエ-ション系施設	22	10,321	22	10,749	428
4	産業系施設	11	15,605	10	15,305	▲ 300
5	学校教育系施設	6	18,931	5	15,974	▲ 2,957
6	保健・福祉施設	10	3,593	7	3,198	▲ 395
7	医療施設	3	4,827	3	4,827	0
8	行政系施設	15	2,104	16	4,032	1,928
9	町営住宅	33	13,248	32	12,719	▲ 529
10	その他施設	29	1,306	28	2,120	814
11	下水道施設	1	65	1	65	0
合 計		148	77,856	139	75,837	▲ 2,019

(5) 有形固定資産原価償却率の推移

有形固定資産原価償却率については類似団体平均値を上回っており、年々減価償却率は上昇しています。

なお、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づいた、施設の適正な維持管理を行う必要があります。

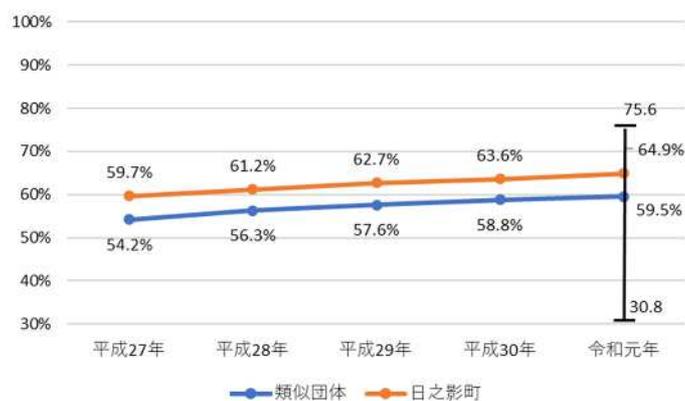


図 有形固定資産原価償却率の推移

## 2. 対象施設の類型別整備状況

本計画の日之影町の対象施設(建築物)の配置状況は、以下の図・表の通りです。

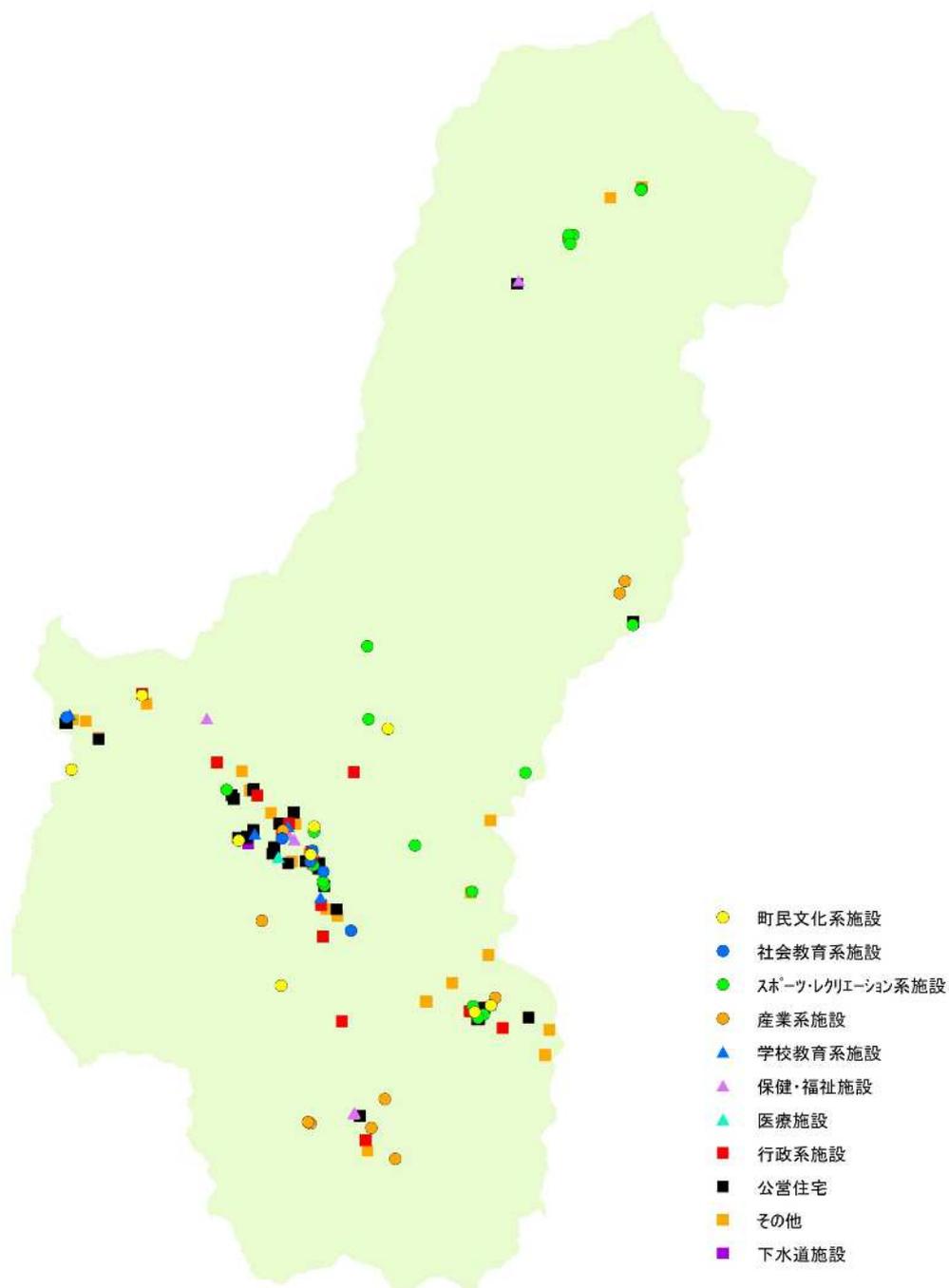


図 分類別公共施設の配置状況

(1) 町民文化系施設

	施設名	所管課	代表 建築年	延床面積 (㎡)	構造	避難所
1	大菅地区活性化センターさくら館	教育課社会教育係	2005	678	W	
2	大人地区農村集落多目的共同利用施設 「歌舞伎の館」	教育課社会教育係	1993	473	W	2次
3	松の木地区コミュニティー施設「田植 え踊りの館」	教育課社会教育係	2007	410	W	
4	東日之影公民館（旧医師住宅）	総務課	1970	87	W	
5	深角地区地域交流センター施設「団七 の館」	教育課社会教育係	2008	618	W	
6	旧八戸中学校	総務課	1990	94	W	
7	八戸地区構造改善センター「黎明館」	教育課社会教育係	1987	322	RC	
8	山附ふれあいセンター「やまびこ」	教育課社会教育係	1999	418	W	
9	宮水地区コミュニティーセンター 「神楽殿」	地域振興課	1989	179	W	
	<b>合計</b>			<b>※3,279</b>		

※日之影町役場に併設される「図書館 387 ㎡」「集会所 337 ㎡」は町民文化施設に分類されるが、その面積については上表から除外。

(2) 社会教育系施設

	施設名	所管課	代表 建築年	延床面積 (㎡)	構造	避難所
1	高巣野研修センター	教育課社会教育係	1982	568	RC	2次
2	中央研修館	総務課	1980	627	RC	
3	天神山ミニ天文観測所「てんもんくん」	教育課社会教育係	1992	7	PW	
4	日之影分校跡	総務課	1948	273	W	
5	日之影町活性化センター	総務課	1969	1,118	RC	2次
6	匠の里	地域振興課	2006	252	W	
	<b>合計</b>			<b>2,845</b>		

## (3) スポーツ・レクリエーション系施設

	施設名	所管課	代表 建築年	延床面積 (㎡)	構造	避難所
1	あけぼの荘	地域振興課	1958	363	W	
2	石垣茶屋	地域振興課	1992	459	W	2次
3	癒しの森運動公園	教育課社会教育係	2006	362	W	
4	かもしかの森ケビン	地域振興課	1991	247	W	
5	かもしかの森休憩所（あずまや）	地域振興課	1992	24	S	
6	丹助岳管理棟	地域振興課	1975	246	W	
7	中川展望所	地域振興課	2007	16	W	
8	日之影キャンプ村	地域振興課	1986	848	W	
9	日之影温泉駅	地域振興課	1994	1,027	RC	
10	中央体育館	教育課社会教育係	1966	1,543	RC	
11	水無平自然キャンプ場炊飯棟・トイレ	地域振興課	1977	23	W	
12	見立鉱山クラブハウス英国館	地域振興課	1986	384	W	
13	道の駅「青雲橋」	地域振興課	2019	988	W	
14	八戸体育館	教育課社会教育係	1967	488	RC	
15	八戸多目的広場「いこいの広場」	教育課社会教育係	2002	90	W	
16	八戸プール	教育課社会教育係	1967	1,168	RC	
17	リフレッシュハウス出羽	地域振興課	1991	467	W	
18	鹿川地区交流センター「つりがね」	地域振興課	1994	1,846	W	
19	T R列車の宿	地域振興課	2010	86	RC	
20	T R列車の宿案内所	地域振興課	2015	36	W	
21	日之影温泉駅足湯	地域振興課	2014	22	W	
22	矢筈岳展望所	地域振興課	2004	16	W	
	<b>合計</b>			<b>10,749</b>		

## (4) 産業系施設

	施設名	所管課	代表 建築年	延床面積 (㎡)	構造	避難所
1	追川椎茸生産施設	農林振興課林政係	2011	1,500	W	
2	横迫ハウス団地共同作業場	農林振興課農政係	2011	86	W	
3	柘木地区交流促進センター (フラワーパーク)	地域振興課	1996	137	W	
4	旧宮崎部品工場	総務課	1989	3,012	S	
5	横迫ハウス団地	農林振興課農政係	2011	4,098	S	
6	鹿川第1椎茸生産施設	農林振興課林政係	2006	1,495	W	
7	鹿川第2椎茸生産施設	農林振興課林政係	2006	1,953	W	
8	下小原第1椎茸生産施設	農林振興課林政係	2008	1,008	W	
9	下小原第2椎茸生産施設	農林振興課林政係	2008	896	W	
10	下小原第3椎茸生産施設	農林振興課林政係	2008	1,120	W	
	<b>合計</b>			<b>15,305</b>		

## (5) 学校教育系施設

	施設名	所管課	代表 建築年	延床面積 (㎡)	構造	避難所
1	高巣野小学校	教育課学校教育係	1985	2,085	RC	
2	日之影小学校	教育課学校教育係	1964	2,875	RC	
3	日之影中学校	教育課学校教育係	1990	5,348	RC	4次 (体育館)
4	宮水小学校	教育課学校教育係	1982	3,334	RC	4次 (体育館)
5	八戸小学校	教育課学校教育係	1958	2,332	RC	4次 (体育館)
	<b>合計</b>			<b>15,974</b>		

## (6) 保健・福祉施設

	施設名	所管課	代表 建築年	延床面積 (㎡)	構造	避難所
1	小川平健康増進センター	教育課社会教育係	1985	447	S	
2	高齢者支援センター「小川の郷」	町民福祉課	2002	164	W	2次
3	高齢者総合在宅支援施設「せせらぎの里」	町民福祉課	2000	109	W	2次
4	天神荘	町民福祉課	1991	794	RC	1次
5	長谷川地区高齢者活性化センター	教育課社会教育係	1993	364	S	2次
6	日之影町保健センター	保健センター	2003	816	W	1次
7	日之影町活性化センターリハビリ棟	総務課	1982	504	RC	
	<b>合計</b>			<b>3,198</b>		

## (7) 医療施設

	施設名	所管課	代表 建築年	延床面積 (㎡)	構造	避難所
1	崎の原医師住宅	町立病院	2003	426	W	
2	浄化槽建屋	町立病院	2003	23	RC	
3	日之影町国民健康保険病院	町立病院	2003	4,378	RC	
	<b>合計</b>			<b>4,827</b>		

## (8) 行政系施設

	施設名	所管課	代表 建築年	延床面積 (㎡)	構造	避難所
1	小崎地区消防ポンプ機庫	総務課	1988	20	CB	
2	消防庫 (第2分団 第9部)	総務課消防係	1998	20	CB	
3	消防庫 (第2分団 第9部)	総務課消防係	2003	34	CB	
4	消防庫 (第2分団 第7部)	総務課消防係	2011	34	CB	
5	消防庫 (第3分団 第12部)	総務課消防係	1990	34	CB	
6	消防機 (車) 庫 (第3分団 第12部)	総務課消防係	2017	53	S	
7	消防庫 (第3分団 第13部)	総務課消防係	2008	84	W	
8	消防庫 (第4分団 第16部)	総務課消防係	2014	40	CB	
9	神影消防詰所	総務課	1991	23	W	
10	東日之影消防詰所	総務課	1992	36	S	
11	日之影町役場	総務課	2021	4,116	RC	
12	平清水地区消防ポンプ庫	総務課	1988	34	CB	
13	本部消防機庫	総務課	2011	87	S	
14	八戸連絡所跡	総務課	1963	65	CB	
15	宮水地区消防ポンプ車庫	総務課	2001	53	S	
16	八戸地区消防ポンプ車庫	総務課	2017	23	CB	
	合計			※4,756		

※日之影町役場に併設される「図書館 387 ㎡」「集会所 337 ㎡」は町民文化施設に分類されるが、その面積については上表へ含有。

## (9) 町営住宅

	施設名	所管課	代表 建築年	延床面積 (㎡)	構造	避難所
1	大迫団地	建設課	1980	523	CB	
2	大人大迫団地	建設課	1993	931	RC	
3	大人坂本団地	建設課	1962	130	CB	
4	椈木住宅	建設課	2015	656	W	
5	上下顔団地	建設課	1996	361	W	
6	高校通り団地	建設課	1972	87	W	
7	崎の原住宅	建設課	2006	298	W	
8	崎の原団地	建設課	1998	1,335	W	
9	鹿川住宅	建設課	1980	360	W	
10	下日之影団地	建設課	1954	264	RC	
11	新日之影住宅団地	建設課	1957	433	CB	
12	日之影中下団地	建設課	1990	126	W	
13	水防災事業仮設住宅	建設課	2009	320	S	
14	高巢野小団地	教育委員会	1985	135	W	
15	高巢野団地	建設課	1985	65	W	
16	袴谷団地	建設課	1982	653	CB	
17	東宮水団地	建設課	1993	248	RC	
18	日之影中下団地	教育委員会	1989	469	W	
19	平底仮設住宅	建設課	2009	576	S	
20	平底団地	建設課	2006	888	W	
21	小原団地	建設課	1964	271	W	
22	見立団地	建設課	1981	360	W	
23	宮水小団地	教育委員会	1981	152	W	
24	仲畑団地	建設課	1978	751	CB	
25	八戸上団地	建設課	1966	403	W	
26	八戸本町団地	建設課	1979	261	CB	
27	一般住宅 八戸上団地	建設課	1987	138	W	
28	八戸団地	建設課	1961	777	CB	
29	竹の瀬団地	建設課	1972	114	CB	
30	高松団地	建設課	1965	50	W	
31	崎の原教職員住宅	教育委員会	1998	428	W	
32	袴谷教職員団地（単身）	教育委員会	1993	156	W	
	合計			12,719		

## (10) その他施設

	施設名	所管課	代表 建築年	延床面積 (㎡)	構造	避難所
1	乙ヶ淵便所	地域振興課	不明	7	W	
2	旧吾味駅	地域振興課	不明	13	W	2次
3	旧槇峰駅駅舎	地域振興課	不明	79	W	
4	下小原小水力発電所建屋	建設課	2014	8	W	
5	青雲橋バス停留所	地域振興課	2006	9	W	
6	天翔大橋トイレ	地域振興課	2001	11	RC	
7	東日之影停留所及び便所	地域振興課・町民福祉課	1991	10	CB	
8	日之影町バス車庫 (JA 側)	教育委員会学校教育係	2004	176	W	
9	日之影町バス車庫 (大人側)	教育委員会学校教育係	2002	172	W	
10	八戸車庫 (黎明館横)	総務課	2007	21	RC	
11	矢筈岳トイレ	地域振興課	2010	11	W	
12	職員共同宿舎 (若葉寮)	総務課	1963	626	RC	
13	あけぼの荘外トイレ	地域振興課	2010	31	W	
14	ゆすなみトイレ	地域振興課	2011	6	W	
15	矢筈岳ロードバイオトイレ	地域振興課	2009	3	W	
16	梁崎バス停留所	地域振興課	不明	6	S	
17	袴谷バス停留所 1	地域振興課	不明	6	S	
18	高巣野バス停留所	地域振興課	不明	6	S	
19	舟の尾バス停留所	地域振興課	2014	3	W	
20	下顔バス停留所	地域振興課	2009	3	W	
21	宮水バス停留所	地域振興課	2009	9	W	
22	袴谷バス停留所 2	地域振興課	2013	3	W	
23	波瀬バス停留所	地域振興課	2009	3	W	
24	東深角バス停留所	地域振興課	不明	3	W	
25	日之影発電所バス停留所及び便所	地域振興課・町民福祉課	不明	15	W	
26	吾味駅トイレ棟	地域振興課	2012	44	W	
27	槇峰駅トイレ棟	町民福祉課	不明	5	W	
28	高松中屋内運動場	総務課	1957	831	S	
	<b>合計</b>			<b>2,120</b>		

## (11) 下水道施設

	施設名	所管課	代表 建築年	延床面積 (㎡)	構造	避難所
1	大人集落排水	建設課	2000	65	RC	
	<b>合計</b>			<b>65</b>		

### 3. 公共施設（建築物）の将来更新費用の推計

集計した公共施設（建築物）の「建築年」、「施設項目」及び「延床面積」に対して下記の通り改修周期等を考慮した単価により将来更新費用の推計を行いました。

表 大規模改修周期

大規模改修周期	年
実施年数	30
修繕期間	2

表 建替え周期

建替え	年
更新年数	60
建替え期間	3

表 積み残し対応期間※

積み残し対応期間	年
大規模改修周期	10
建替え	10

※既に対応周期を過ぎている建物に実施するための目安

表 改修費及び建替え費用の目安

施設項目	大規模改修費用	建替え費用	単位
町民文化系施設	25	40	万円/㎡
社会教育系施設	25	40	万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20	36	万円/㎡
産業系施設	25	40	万円/㎡
学校教育系施設	17	33	万円/㎡
子育て支援施設	17	33	万円/㎡
保健・福祉施設	20	36	万円/㎡
医療施設	25	40	万円/㎡
行政系施設	25	40	万円/㎡
町営住宅	17	28	万円/㎡
公園	17	33	万円/㎡
供給処理施設	20	36	万円/㎡
上記以外	20	36	万円/㎡

※上記金額は総務省更新プログラム積算デフォルト値

(1) 計画策定時による試算について

計画策定時(平成 28 年度)に、当時集計した公共施設の「建築年」、「施設項目」及び「延床面積」に対して前述の改修周期等を考慮した単価により将来更新費用の推計を行っています。当時の推計結果に 2016 年から 2021 年までの建設事業費の実績を積み上げた場合、計画当初からの 40 年間の更新費用の推計総額は 327.1 億円となり、年更新費用の平均は約 8.2 億円(更新・大規模改修費のみ。維持費は含まない。)となりました。この試算では、2021 年以降、今後すべての施設を前述の改修周期等を考慮して維持していくと、2021 年からの今後 35 年間で 243.5 億円の更新費用が必要となっています。



図 公共施設の将来更新費用推計

※建設事業費には、公共施設(建築物)以外の費用も含まれますが、庁舎の建替えを行っていることより建設事業費に含まれる公共施設(建築物)整備費の割合が多く全額を公共施設への実績費用として積み上げています。

## (2) 本計画による方針

本町では、更新費用の縮減に向けて、施設の運用、コストに係る個別施設計画を策定し、計画の中で施設の今後の取り扱いについて検討を実施しています。事後保全と予防保全に組み分け、予防保全に関しては耐用年数を70年として施設の長寿命化を図っています。

本見直しにおいて、方針に基づく耐用年数を条件にして、計画策定時からの40年間の費用と、今後35年間の更新費用を、改めて将来更新費用の推計を実施しました。試算単価などの試算条件は、公共施設(建築物)の将来更新費用の推計で使用した条件と同じとしています。また本計画で「その他」に分類される普通財産や、公営住宅で用途廃止を検討している団地は、建替え更新を行わないものとします。

推計の結果、計画策定時の2016年から2055年までの40年間の更新費用の推計総額は299.8億円となり、今後35年間では216.2億円が必要で、年間約6.2億円の費用が必要となっています。



## (3) 個別計画方針による更新費用試算と縮減効果

推計の結果、個別施設計画による方針により施設の管理を実施すれば、現保有量による推算に対し、今後35年間で総額243.5億円に対し、216.2億円となり27.3億円の縮減が見込めます。

## 4. 土木インフラの現状と将来更新費用の推計

### (1) 道路及び橋梁(一般会計)の現状

一般会計によるインフラ資産のうち、道路及び橋梁についての現状は以下の通りです。道路(町道)は、総延長約 428,073m(面積: 2,931,314 m<sup>2</sup>)が整備されており、橋梁は、(管理対象橋梁) 実延長 2,382m (面積 13,040 m<sup>2</sup>) が整備されています。

表 道路及び橋梁のインフラ状況

インフラ	総延長(m)	面積(m <sup>2</sup> )	備考
一般道路	428,073.27	2,931,314.25	改良率 32.92%
橋梁	2,381.66	13,040.36	改良率 不明

上記の数量に対して下記の改修周期を考慮した単価により将来更新費用の推計を行いました。

表 道路及び橋梁の更新費用単価の目安

道路更新	更新単価 (円/m <sup>2</sup> )	更新年数	
一般道路	4,700	15	
自転車歩行者	2,700	15	
橋梁更新	更新単価 (千円/m <sup>2</sup> )	更新年数	積み残し
橋梁	425	60	5

### (2) 道路

道路の全面積に対し、今後 35 年間の整備総額は約 321 億円となりました。この結果、年当たり平均整備額は約 9.2 億円となります。

表 道路の今後 35 年間の更新費用

種別	単価 (千円)	面積 (m <sup>2</sup> )	総額費用 (千円)	耐用年数	年費用 (千円/年)	35 年間費用 (千円)
一般道路	4.7	2,931,314	13,777,176	15	918,478	32,146,744

### (3) 橋梁

構造を問わず、総面積による今後 35 年間の整備額は約 32 億円となり、年当たり約 0.9 億円となります。

表 橋梁の今後 35 年間の更新費用

種別	単価 (千円)	面積 (m <sup>2</sup> )	総額費用 (千円)	耐用年数	年費用 (千円/年)	35 年間費用 (千円)
橋梁	425	13,040	5,542,000	60	92,367	3,232,833

(4) 上・下水道(企業会計)の現状

企業会計である上下水道の現状は下記の通りです。

上水道は、導水管 21,705m、送水管 12,116m及び配水管 88,348mで総延長約 122,169mが布設され、上水道普及率は 74.1%となっています。

下水道は、総延長 4,711mとなっています。

表 上・下水道の状況

インフラ	総延長	備考
上水道	122,169m	普及率 74.1%
内導水管	21,705m	
内送水管	12,116m	
内配水管	88,348m	
下水道	4,711m	普及率 6.6%

表 上水道更新費用の目安

水道管更新	更新費用(千円/m)
導水管	114
送水管	100
配水管	106

表 下水道更新費用の目安

下水管更新	更新単価(千円/m)
管径 ~250mm	61

(5) 上水道

上水道の管種別総延長に対し、35年間に必要な整備額は約 76.1 億円となり、年平均整備額は約 2.2 億円となります。

表 上水道管径別延長による将来の更新費用の推計

種別	管種別	単価(千円/m)	実延長(m)	耐用年数	年費用(千円/年)	35年間費用(千円)
上水	導水管	114	21,705	60	41,240	1,443,383
	送水管	100	12,116	60	20,193	706,767
	配水管	106	88,348	60	156,081	5,462,851
合計					217,514	7,613,001

(6) 下水道

下水道の総延長に対し、今後 35 年間の整備総額は約 1.7 億円となります。この結果、年当たりの平均整備額は 5 百万円となりました。

表 下水道総延長に対する将来の更新費用の推計

種別	管径別	単価(千円/m)	実延長(m)	耐用年数	年費用(千円/年)	35年間費用(千円)
下水	75mm	61	961.1	60	977	34,199
	100mm	61	2,463.9	60	2,505	87,674
	200mm	61	1,285.9	60	1,307	45,757
合計			4,710.9		4,789	167,630

## 5. 公共施設及びインフラ資産の将来更新費用の推計

公共施設及び道路、橋梁のインフラ資産に対する、今後 35 年間の整備総額は約 569.7 億円であり、年当たりの平均整備額は約 16.3 億円になります。

過去 10 年間の日之影町の普通建設事業費の平均額 14.2 億円と比較すると、年毎に 2.1 億円不足してしまうことになります。

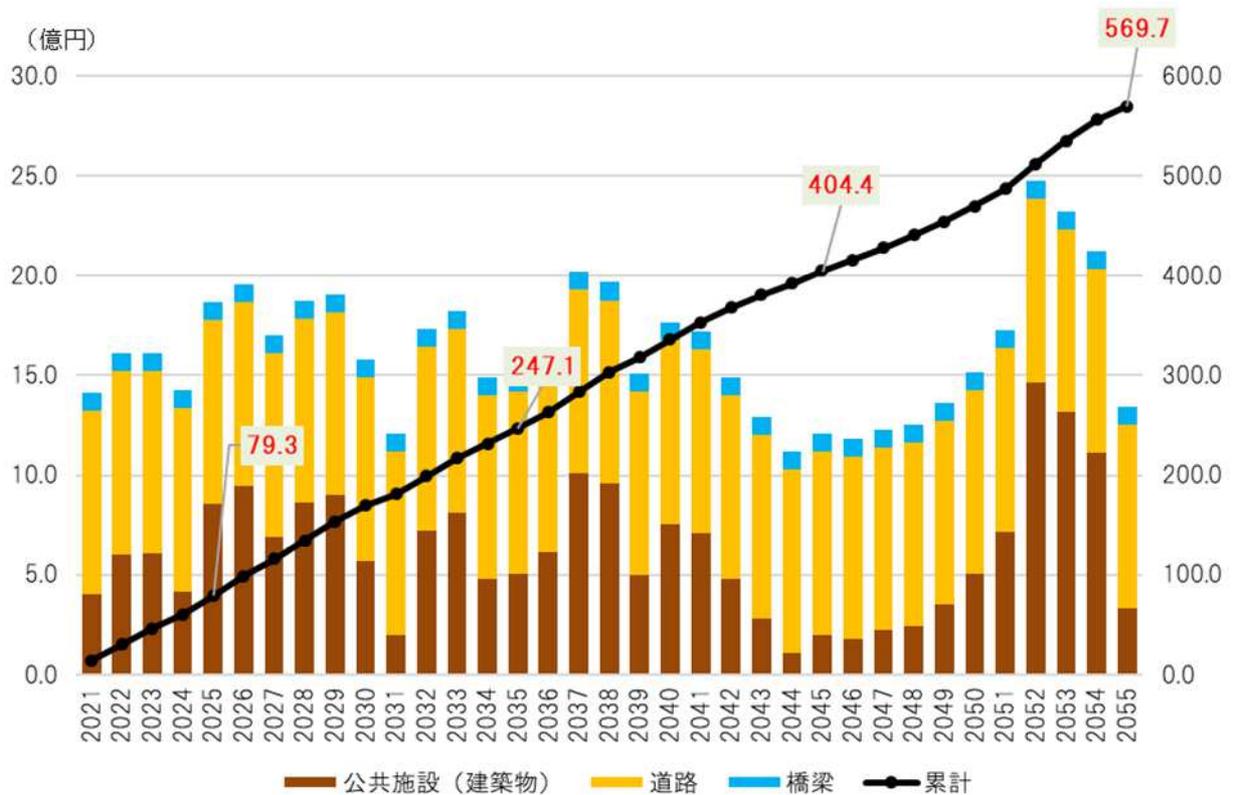


図 公共施設(建築物)及びインフラ資産(道路・橋梁)の将来更新費用の推計

※上下水道は企業会計のため上記推計に含めていません。

## 第4章 計画における基本方針

### 1. 公共施設マネジメントのあり方

#### (1) 日之影町の課題

本町が保有する主な公共施設は、全 139 施設、303 棟、総延床面積 75,837m<sup>2</sup> でした。その中で築年数が 30 年以上を経過している施設が全体の 46.6% を占めていました。また、総務省提供の更新費用試算ソフトによる試算によると、今後 35 年間で公共施設と道路、橋梁の更新費用として 569.7 億円(年平均約 16.3 億円)が必要と推計されています。しかし、過去 10 年間の施設整備に充てることができた普通建設事業費の平均額は約 14.2 億円でした。現状の予算規模では年間 2.1 億円(今後 35 年間では 73.5 億円)不足している状況にあることが分かりました。

今後の人口推移や財政状況を考慮すると、新設はもちろん本町が保有している全ての公共施設を更新(建替え)することは難しい状況です。これは施設の量や質をそのまま維持することは困難であるといえます。本町においては、公共施設の効率的な運用を目指し統廃合等の集約化も検討することが必要となります。

計画策定時に整理した 4 つの課題について今後も検討していく必要があります。

#### 【課題 1: 将来人口の減少に対する課題】

本町における近年人口は減少傾向を示しており、全国的に将来的な人口減少が叫ばれる中、本町においても確実に将来人口が減少することが見込まれるため、その将来的な人口規模に応じた公共施設のあり方を検討していく必要があります。

#### 【課題 2: 少子・高齢化の進展に対する課題】

本町が策定した「第 5 次長期総合計画」における人口予測によると、本町の総人口は、2024 年には 3,402 人と、2013 年から約 24% 減少すると予測されています。また、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は、2024 年には 1,458 人で、2013 年から約 34% 減少となり、総人口よりも減少する速度が速い傾向が見られます。そのため、将来的な人口構造の変化に対応した、公共サービスの内容を見直していく必要があります。

#### 【課題 3: 財源の減少に対する課題】

本町の人口減少と同時に起こる人口構成の大きな変化に伴って、町税の徴収額が影響を受けると同時に、高齢者のための医療・福祉関連経費の増大が避けられず、投資的経費に充てることができる財源に大きな制約が生じることが容易に予測されます。

また、公共施設の老朽化の進行による改修や更新が順次発生し、減少する財源に反比例して、公共施設の維持管理のための費用の増大が見込まれています。

限りある財源の中で、必要な公共サービスを維持していくためには、その公共サービスのレベルを保つために、最低限必要となる施設総量の目標値を定め、総量削減の目標達成のための施設の統合や用途廃止等の対応を図る必要があります。

#### 【課題 4:施設量縮減、除却に関する課題】

本町の図書館は、令和 3 年 4 月の新庁舎落成と同時に、同じ施設内に集約されました。しかしながら、市街部と山間部での人口、利便性の差も大きくなることから、施設量縮減に際しては、施設量が縮減されても、町民サービスの水準が下がらないように、施設の統合化等、機能的な施設の整備を図る必要があります。

#### (2) 現状の課題を解決する基本的な考え方

公共・民間に関わらず、施設マネジメントでは「品質」「供給」「財政」の 3 視点から施設運用を再検討していくことが望ましいとされています。

これら「品質」「供給」「財政」のバランスを取りながら、町全体で、最適な公共施設の整備戦略を策定することが、公共施設マネジメントの役割です。少ない「財政」の中で、「品質」と「供給」のバランスをとるため、個々の施設で「品質」と「供給」をコントロールするのではなく、地域全体の「品質」と「供給」のバランスを見極めながら、施設整備を進める決断が求められているのです。また、基本的に「品質」の低下は認められませんので、地域全体で適正な「供給」になるようなコントロールと、不必要な財源支出を削減しながら、行政サービスの質を向上させる新たな取組みが重要な鍵となります。

#### (3) 公共施設マネジメントの方針

人口減少や財源悪化等の社会経済情勢の変化の中で、持続可能な自治体経営のためには、場当たりの修繕・改修や、利用者の不満や不具合が多い公共施設から整備を進めるだけでは不十分です。また、日々老朽化していく施設に対して、日常点検や定期検査等の維持管理の実施、また事故や災害等への対応や、社会・経済情勢等の変化に伴う要求にも耐えうる公共施設の計画的な整備が求められています。公共施設マネジメントでは、これを「品質」の課題として捉えています。

一方で、様々な行政サービスを提供する拠点が不足している場合、行政サービスの品質を向上させるために過不足なく施設量を増やすことが求められます。逆に、有効活用されていない部屋や、利用されていない公共施設は、統廃合や用途廃止等を検討する必要があります。公共施設マネジメントでは、これを「供給」の課題として捉えています。

また、本町を含め財政的に厳しい自治体では、公共施設の整備に投入できる財源は限られています。そのため、財政状況を無視して「品質」と「供給」のどちらも充実させることは現実的には不可能であり、適切な施設整備は実現しません。公共施設マネジメントでは、これを「財政」の課題として捉えます。

これら「品質」「供給」「財政」のバランスを取りながら、自治体全体で最適な公共施設の整備戦略を策定することが公共施設マネジメントの役割となります。少ない「財政」の中で「品質」と「供給」のバランスをとるため、施設単体で「品質」と「供給」を両立させるのではなく、地域全体の「品質」と「供給」のバランスを見極めながら整備を進める決断が求められているのです。

公共施設マネジメントの効果を最大に引き出すためには、全ての公共施設を対象に「品質」「供給」「財政」の課題を総合的な視点からバランス良く調整する必要があります。

マネジメントにかかる方針として以下の方針を掲げる必要があります、これらを基本とした、本町公共施設の維持管理のあり方を定めます。

### 「品質」に関する方針

- I. 公共施設の「品質」が今後どうあるべきかを検討し、そのグランドデザインを町民へ情報提供する。
- II. 「供給」との調整を図りつつ、現時点で「品質」が十分でない施設は優先的に対応する。
- III. 次世代に引き継ぐ施設については、社会経済情勢等の変化に的確に対応できるよう、適宜整備計画を見直す。

### 「供給」に関する方針

- I. これまで整備してきた公共施設を大切に使うと共に、次世代に「引き継ぐ」べき施設を選定する。
- II. 将来のまちづくりの観点から、「第5次日之影町長期総合計画」及び「第2期日之影町地域創生総合戦略」等の町が策定した、総合的な計画及び戦略との整合性を図り、施設の再整備を行う。

### 「財政」に関する方針

- I. 長期的な視点から必要な「品質」については財源を確保し、「財政」からの支援を積極的に行う。
- II. 効率的な「供給」目標の実現により、投資の選択と集中を行い「財政」負担の削減を行う。
- III. 持続可能な自治体経営のため、公共施設マネジメントに対する「財政」管理を行う。

## 2. 日之影町公共施設等総合管理計画の基本方針

町は前述のマネジメント方針のもと、公共施設の維持管理のあり方として以下の方針を掲げます。

### 【日之影町公共施設等総合管理計画の基本方針】

方針 1 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る

- ① 公共施設(建築物)の新規整備の抑制
- ② 既存施設の見直しと複合化、縮減

方針 2 公共施設の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る

- ① 予防保全型の維持補修への転換

方針 3 公共施設の効率的な管理運営を目指す

- ① 維持管理コストの最適化
- ② 民間活力の積極的な活用

方針 1 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る

#### ① 公共施設(建築物)の新規整備の抑制

- ・町民の新たなニーズや行政サービス体制の変化に対応する等、新規に公共施設の整備が必要となった場合は、既存施設や土地の有効活用等を検討し、既存施設の複合化や転用等により有効活用を図ることを検討します。
- ・公共施設の複合化、転用等の実施が難しい場合に、真に必要な新規整備を行う場合は、ライフサイクルコスト等を十分に検討すると共に、財政状況に見合った「施設総量の最適化」を図りながら、新たな整備に対応します。

#### ② 既存施設の見直しと複合化、縮減

- ・利用者が少ない施設や空きスペースが見られる施設については、将来においても有用な施設であるかを把握した上で、施設機能の移転や施設の統廃合を含めた施設保有のあり方等、施設の現状を評価・検証し、短期もしくは中長期的な視点により施設の統廃合、複合化の可能性を常に検討します。
- ・老朽化に伴い更新する場合は、施設機能を維持しつつ、周辺施設との複合化や集約化、又は他施設からの転用等について検討します。
- ・複合化が難しい施設の更新は、ライフサイクルコストを検討し、必要最小限の規模とします。
- ・借地上に設置された施設については、優先的に他施設への統廃合や複合化を進めます。

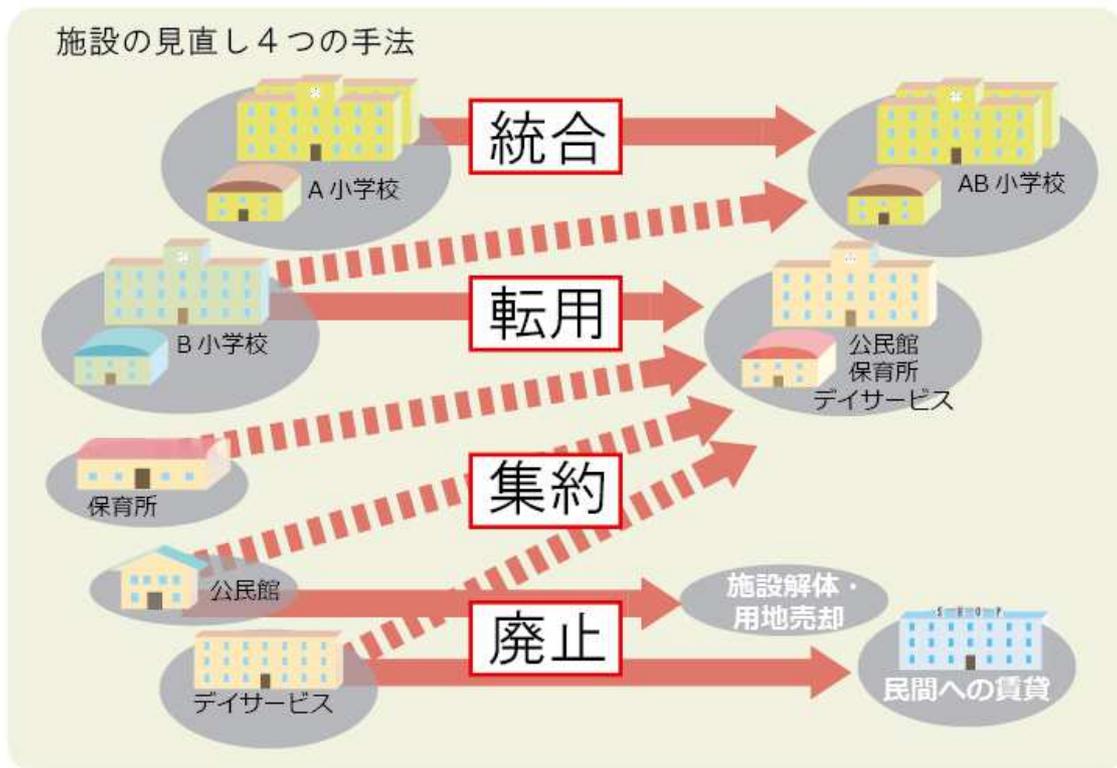


図 既存施設の見直しイメージ

## 方針 2 公共施設の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る

### ① 予防保全型の維持補修への転換

- ・改修・更新経費の平準化を行う際には、劣化や損傷等が生じた後に改修等を行う従来の「事後保全」から、異常の兆候を事前に把握・予測して、計画的に改修等を行う「予防保全」への転換が有効とされています。
- ・本町では、「予防保全」の考え方を取り入れることにより、施設の長寿命化及び財政負担の平準化を図ります。その際、ライフサイクルコストの考え方により、改修・更新時の企画、設計段階において、その後の維持管理コストの最適化を検討します。
- ・工事の実施に当たっては、財政状況を勘案し、緊急度の高いものから優先順位を付して行うよう検討します。

## 方針 3 公共施設の効率的な管理運営を目指す

### ① 維持管理コストの最適化

- ・施設の維持管理費用については、ライフサイクルコストの検討の際に、光熱水費、委託費（清掃、警備、保守点検等）等の維持管理費の適正化を図り、その縮減を図ります。
- ・日常の管理や費用縮減についての指針を示した維持管理マニュアルを作成する等、効率的な施設管理を推進し、運営コストの最適化に取り組めます。

### ② 民間活力の積極的な活用

- ・資産経営の推進に当たり、保有資産が抱える課題を公共部門がすべて対応するには限界が

あります。このため、官民連携(PPP Public Private Partnership)の考え方を取り入れ、民間活力を導入していくことは町の公共施設の運営維持において有効となる場合があります。

今後は、この取組みを強化し、官と民の適切な役割分担と密接な協力のもと、地方創生への寄与を視野に、地域経済や雇用を意識しつつ「民でできることは民で」を基本に民間活力の導入を拡大していくことも検討します。そのため、事前に民間活力導入の可能性について民間との意見交換や情報交換を行うサウンディング調査、PFI法に基づく民間提案制度等、民間事業者からの発案を受け入れる工夫も講じつつ、民間活力の導入を検討します。

・施設単体ではなく地域全体で行政サービスの質の向上を目指しつつ、広域で利用します。可能な施設については近隣自治体との共同利用も検討します。

### 3. 公共施設縮減目標の設定

本町の公共施設においては計画策定時に設定した通り、2055年までに延床面積を、現状の延床面積から20%縮減することを目標とします。

## 4. 公共施設等の維持管理方針

### (1) 維持管理・更新等の実施方針

従来からの公共施設等における維持管理・修繕については、施設に不具合が生じてから、修繕や更新を行う「事後保全型管理」が大部分でした。定期的に取り換えや交換・更新を行う「予防保全型管理」や、点検によりその劣化度や状態を見ながら修繕更新を行う「状態監視保全型管理」は、ほとんど実施されていない状況でした。また、所管課毎に公共施設の管理を行っているため、同じ状況であってもその対応は異なっていました。

従って、維持管理体制の整備だけでなく、施設の点検等における各施設の状態を把握した上で、これまでの「事後保全型管理」のみの維持管理から、点検・診断実施結果から各施設分類等個々の施設の状態に応じて「予防保全型管理」「状態監視保全型管理」と「事後保全型管理」の3つに分類し、財政的、物理的な条件を加味した計画的な維持管理により、各施設の長寿化と共に各年度の財政的な負担の平準化を目指します。

点検・診断実施の検討段階においては、その施設の必要性、対策の内容や時期を検討し、社会情勢や町民の要望等から、その施設に必要性があると判断される場合は、更新等の機会を捉えながら質的な向上や現在求められる機能への変更、用途変更等を図ります。また必要性が無い、もしくは低いとされたものについては、用途廃止や除却、他施設への複合化や集約を検討していきます。

公共施設等に関する保全のための情報をデータ化し、データの活用、継続性、統一性、効果性を高めていき、情報を一元的に管理し、年度により大きく変動する公共施設等の改修や更新に要する費用を施設の選択と集中、かつ優先順位を定め、各年度の予算の平準化に努め、将来の施設の維持・更新に活用するほか、社会経済情勢の変化に的確に対応できるよう、適宣計画を見直し、PDCAサイクルを実施していきます。

#### ① 点検・診断等の実施方針

公共施設の安全確保や効率的かつ効果的な維持管理・更新等の方向性や整備の優先度を検討する上で、公共施設等の点検・診断を的確に行うことが重要となります。

施設管理者による日常点検、法令等に基づく定期点検、災害や事故発生時に行う緊急点検の3種類の点検結果の一元管理を行い、点検履歴、修繕履歴の蓄積を行うことを目的とするデータベースを構築します。

そのデータベースに蓄積した情報を今後の総合管理計画の見直しの際に反映して計画の充実に努めると同時に、各施設管理者における維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策に関する情報共有を図ります。

法定点検で対象外になる施設や点検箇所については、各施設の担当者が実施可能な簡易点検・診断を行う体制を検討します。

## ② 安全確保の実施方針

日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努めます。さらに、災害時に防災拠点や避難所となる建物系施設もあるため、点検の結果をデータベース化し、危険が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえた上で、計画的な改修、解体、除却の検討を行い速やかに対応します。

また、老朽化等により供用廃止された施設や、今後とも利用する見込みが無い施設については、周辺環境への影響を考慮し、解体、除却する等の対策を行い、安全性の確保を図ります。

## ③ 耐震化の実施方針

町立の小中学校校舎については耐震補強が完了していますが、利用度の高い施設の中でも、旧耐震基準によって建設され、かつ耐震補強が終わっていない施設が存在するため、施設の安全性の確保を再優先にして耐震化、もしくは施設更新による安全性の確保を図ります。

## ④ 長寿命化の実施方針

財政の平準化を目指すために、公共施設の長寿命化と維持管理コストの縮減、及び計画的な支出を行います。公共施設の保全に当たっては、従来行ってきた事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理に順次移行します。

新耐震基準の施設を安心・安全に 70 年以上(旧耐震基準の施設は 60 年以上)使用するために、5 年毎に計画を見直し、施設の長寿命化を目指します。

## (2) 統合や廃止の推進方針

公共施設の維持継続、更新検討、利用検討、用途廃止等の取組みを進めるため、施設評価に基づいて、保有総量の縮減を図ります。

公共施設の更新を行うための基本的な条件として、単一機能での施設の建替えではなく、機能の集約・複合化を行う内容で更新することとします。その際には、今後の財政的負担の状況も勘案しながら、各施設が提供するサービスの維持すべき内容やレベルについて検討し、施設の機能水準の見直しを行います。

また、それぞれの施設が持つ機能の必要性について、行政サービスとしての役割を終えていないのか、民間等の施設によって代替可能な機能ではないのか等の検討を行い、その機能が不要と判断したものについては、他の機能による有効活用や除却を行います。廃止ができない性質を持つ施設については、機能の維持を前提として規模の適正化を検討します。

また除却を行う場合の跡地については、売却を含めた有効活用を推進します。

## (3) 管理体制の構築方針

公共建築物及びインフラ施設について、担当職員への技術研修、適正管理に必要な体制整備を検討します。これにより総合的かつ計画的な管理を図ります。

「施設データベース」にて施設情報の一元管理を行います。これにより施設点検、修繕、工事の実施、維持管理費等を「施設データベース」に順次データとして記録・更新していき、蓄積された情報について、関係各課の共有を図ります。

#### ① フォローアップの実施方針

今後、本計画は、個別の施設類型毎に策定された長寿命化計画等に基づくフォローアップを実施し、適宜の見直しと内容の充実を図っていきます。公共施設等総合管理計画について、見直しを実施した場合は、ホームページ等で公表し、町民への説明が必要な場合は必要に応じて説明を行います。また、今後の財政状況や社会環境の変化があった場合にも同様に計画の見直しを行うようにします。

#### (4) 地方公会計（固定資産台帳）の活用方針

本町では、財政の効率化・適正化や財務情報の開示のために、統一的な基準による地方公会計の整備を行っており、公会計との連動として、公会計制度の導入にあわせて、資産額や減価償却費等を含めたコスト構造の見える化(可視化)を図るため、固定資産台帳、施設別・事業別財務諸表との連動を進め、公共施設等の効果的な維持管理を推進します。

#### (5) ユニバーサルデザインの推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン・2020 関係閣僚会議決定)を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮するほか、施設のバリアフリー化による利便性の向上に努め、誰もが安全に利用できる施設を目指します。

施設の改修や新規の施設整備などのタイミングに合わせ、施設の用途や立地状況等に応じて、安全で、誰もが使いやすい施設の整備を図っていくこととします。

#### (6) 脱炭素社会に向けた省エネルギー推進の方針

国と地方の協働・共創による地域における 2050 年脱炭素社会の実現に向けて、本町の公共施設の維持管理・更新においては、省エネルギー設備や自然再生エネルギーの採用を積極的に検討していきます。さらに、脱炭素社会に向けた公共施設に係るエネルギー事業については、民間との協業、民間資金等(PPP/PFI)の積極的な活用も検討していきます。

- (7) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針  
以下の区分公共施設の対応における財産分類を行います。

**【A:個別計画・長寿命化計画等の検討】**

所有目的や住民の需要等を最適に達成しているまたは達成可能財産として利活用を進めるため、施設の個別計画等を策定し管理します。

**【B:能力限界財産見直し】**

能力限界財産に区分された財産は、次表の通り見直し方法を判断します。

表 能力限界財産見直しの型と内容

型	内容
民間譲渡型	財産の目的を考慮した民間事業者を選定し、条件付一般競争入札による売却を原則とし、予定価格は、不動産鑑定評価額とする。
統合型	直ちに統合に関する計画を策定し実現する。統合により遊休化した施設は、施設の目的と必要性を再検討する。
縮小型	施設の使用部分を見直し、未使用の部分は、一部処分または民間等への賃貸を検討し遊休化を防ぐ。
必要性検討型	施設の目的と必要性を再検討する。

**【C:単純所有財産の処分】**

単純所有財産の処分に区分された施設は、施設の目的と必要性を再検討します。

表 単純財産処分の型と内容

型	内容
通常売却型	複数の購買者が見込まれるので、一般競争入札による売却を原則とする。予定価格は、不動産鑑定評価額とする。なお、建物等がある場合は、建物付売却とする。
特定売却型	購買者が限定されるため、随意契約により売却とする。予定価格は、不動産鑑定評価額とする。
建物付売却型	一般競争入札による売却を原則とする。予定価格は、不動産鑑定評価額とする。
復旧投資型	復旧することに注力する。復旧後は単純財産処分の型と内容の表に従って、型の見直しを行う。
追加投資型	費用対効果を十分検討した上で商品化し、通常売却型を参考に売却する。
中期保有型	障害解決に注力する。解決後は型の見直しを行う。

## 第5章 施設類型毎の管理に関する基本的な方針

町が保有する公共施設の簡易的評価のために、公共施設で提供される行政サービスの項目や施設管理者である「所管(行政サービスを管理する部署)」と、公共施設の形態から見た「利用(行政サービスの利用方法)」とに分類し、以下に示す評価手順により、老朽化を含む「建物性能の状況(施設管理)」と「施設の利用率(施設利用)」の2つのファクターによる評価を行い、各施設の管理の方向性を判断するための参考的な資料として整理を行います。

### 1. 保有施設の再分類

#### (1) 施設の再分類とその必要性

評価に当たり公共施設全体を次の2指標に分類します。

- ・「所管」: その施設で提供される行政サービスや人材等を管理する部局
- ・「利用」: その施設の利用形態・行政サービスから見た施設用途

上記に示す「所管」と「利用」は、階層的ではなく独立した分類とし、行政構造としての「所管」に縛られた分類だけでなく、提供される行政サービスに応じた「利用」の視点からも施設を分類した施設マネジメントを検証します。

なお「所管」は、「公用」「教育文化(文科省)」「福利厚生(厚労省)」「建設交通(国交省)」「警察消防(総務省・法務省)」「その他省庁」「公営企業」の7つに分類します。一方「利用」については、「窓口サービス」「活動」「特定」「居住宿泊」「設備衛生」「倉庫通路」「未利用」の7つに分類します。この2つの分類を縦横(「所管」×「利用」)の表組みにすると49(7×7)分類が可能になるため、階層的な分類を行わなくても詳細な分析が可能となります。なお「所管」と「利用」の分類基準と該当施設を次表の通りです。

表 「所管」の分類項目

No	分類	内容	施設例
1	公用	庁舎等公用財産に当たる建物	庁舎等
2	教育文化	文部科学省が管理する建物	学校建物・幼稚園・美術館・図書館等
3	福利厚生	厚生労働省が管理する建物	保育所・保育園・職業訓練校・福祉施設等
4	建設交通	国土交通省が管理する建物	町営住宅・駐輪場・防災倉庫等
5	警察消防	総務省・法務省が管理する建物	消防署・消防団施設等
6	その他省庁	上記以外の省庁が管理する建物	公園・体育館・集会所等
7	公営企業	公営企業が利用している建物	浄水場、処理場等

表 「利用」の分類項目

No	分類	内容	施設例
1	窓口サービス	主に個人で利用・サービスを受ける建物	庁舎・出張所・図書館・美術館・観光施設等
2	活動	主に運動・集会等の活動に用いる建物	集会所・青年館・公園・運動公園・体育館等
3	特定	利用者が特定されている建物	校舎・教室・保育園・学童保育所・管理棟等
4	居住宿泊	住宅・宿泊に用いる建物	町営住宅・キャンプ施設・宿泊施設等
5	設備衛生	設備や衛生機器等が占めている建物	機械室・トイレ・ポンプ・給食室・検査室等
6	倉庫通路	主に倉庫・通路等が上記以外の建物	倉庫・機材倉庫・駐車場・防災倉庫等
7	未利用	基本的に利用されていない建物	未利用施設

## (2) 再分類の活用方法

公共施設全体を「所管」×「利用」で分類し、その状況を把握することで、マネジメントの対象にすべき施設を客観的に選定します。この手法により、同種の「利用」施設とも比較し、管理する部局が異なる公共施設の集約化や相互利用等についての検討が行えるようになります。また個々の公共施設を「利用」面から見直すことで、民間施設の利用や民間企業への移行を含めた施設量(延床面積)の縮減を検討する効果等、「供給」量を削減しつつ「品質」を確保する具体的な手段を明確にすることが可能になります。行政サービスと公共施設の関係性を再確認し、本当に現状の公共施設の使い方であるのか、「所管」×「利用」による分類を用いた客観的な「見える化」を行うことで、個々の公共施設を再評価することが目的です。

なお公共施設の集約化・複合化の検討を行う場合、同じ「所管」に属する施設間で検討を行うことは、機能面において補完関係にある場合も多く、また別所管施設間で検討する場合に比べ、計画策定時の予算配分等効率的に実施できると考えられます。

また「所管」に関わらず機能が同じ施設間で集約化・複合化が実現すれば、より効率的な施設マネジメントになる可能性があります。特に利用者の立場から見ると、公共施設の「所管」の違いは重要ではない場合が多いことから、「利用」の面から施設を集約化・複合化を検討することが求められます。

さらに地理的に近い施設同士の集約化・複合化であれば、これまでの利用者に与える影響は少ないと考えられるため、その施設間で集約化・複合化の検討を進めます。

## (3) 再分類から見た配置状況

本町の保有する施設を「所管」と「利用」による分類を用いた延床面積の配置状況は次図の通りです。また「所管」×「利用」の結果を表に示します。

「所管」別に見ると「其他省庁」「教育文化」の順に、「利用」別に見ると「特定」「居住宿泊」の順に延床面積が多く占めています。なお1人当たりの延床面積が最も大きい「所管」×「利用」は、他の多くの自治体と同様に「教育文化」×「特定」で、延床面積が15,974 m<sup>2</sup>(1人当たり4.39 m<sup>2</sup>)と全施設の約2割を占めています。

表 延床面積から見た配置状況

上段: m<sup>2</sup>  
下段: m<sup>2</sup>/人

所管	窓口 サービス	活動	特定	居住 宿泊	設備 衛生	倉庫 通路	合計
公用	4,116	—	—	626	—	434	5,176
	1.13	—	—	0.17	—	0.12	1.42
教育 文化	7	—	15,974	584	—	—	16,565
	0.00	—	4.39	0.16	—	—	4.56
福利 厚生	5,641	—	1,935	426	23	—	8,025
	1.55	—	0.53	0.12	0.01	—	2.21
建設 交通	—	—	—	12,135	—	—	12,135
	—	—	—	3.34	—	—	3.34
警察 消防	—	—	—	—	217	358	575
	—	—	—	—	0.06	0.10	0.16
その他 省庁	3,186	13,078	4,184	1,297	66	11,485	33,296
	0.88	3.60	1.15	0.36	0.02	3.16	9.16
公営 企業	—	—	—	—	65	—	65
	—	—	—	—	0.02	—	0.02
合計	12,950	13,078	22,093	15,068	371	12,277	75,837
	3.56	3.60	6.08	4.15	0.10	3.38	20.86

※上段:延床面積/下段:人口 3,635 人(R2 国勢調査)の 1 人当たりの延床面積

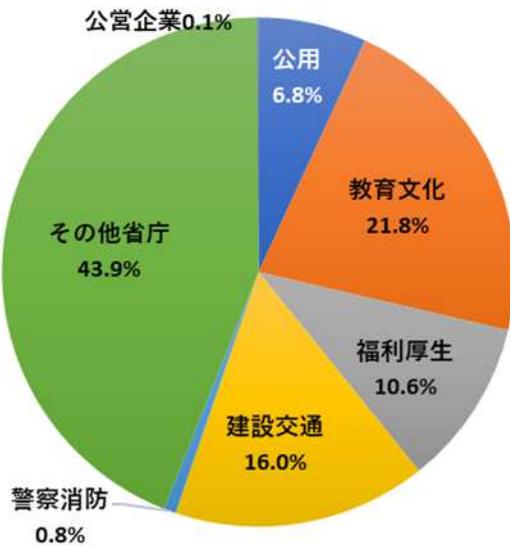


図 「所管」別延床面積割合

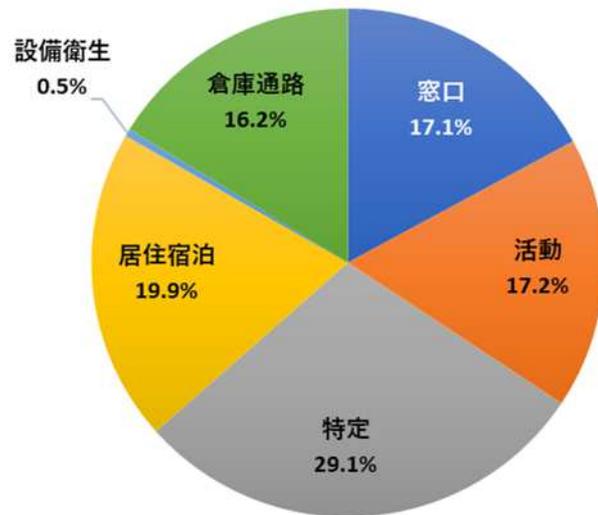


図 「利用」別延床面積割合

## 2. 公共施設の類型別の基本的な方針

本町では、町民が利用する施設の中で、11 施設を効率的な維持管理・更新等を推進していくための計画的な予防保全を行いながら管理していくものとしています。また学校、町営住宅及び日之影町国民健康保険病院においては策定した長寿命化計画による、予防保全に努めるものとしています。それら以外の公共施設は基本的に事後保全による管理を行っていくものとしています。

表 予防保全による管理を実施する施設

NO	大分類	施設名	基本的な方針
2	社会教育系施設	①高巣野研修センター②中央研修館 ③活性化センター（旧町立病院）	個別施設計画による方針
3	スポーツ・レクリエーション系施設	④日之影温泉駅⑤中央体育館 ⑥鹿川地区交流センター「つりがね」	
6	保健・福祉施設	⑦小川平健康増進センター⑧天神荘 ⑨長谷川地区高齢者等活性化センター ⑩日之影町活性化センターリハビリ棟	
8	行政系施設	⑪日之影町役場	
5	学校教育系施設	宮水小・高巣野小・日之影小・日之影中	学校施設等長寿命化計画による方針
7	医療施設	日之影町国民健康保険病院	医療施設におけるインフラ長寿命化計画による方針
9	町営住宅	町営住宅、教職員住宅	公営住宅等長寿命化計画による方針

表 事後保全による管理を実施する施設

NO	大分類	施設名
1	町民文化系施設	大菅地区活性化センターさくら館など他の施設
2	社会教育系施設	天神山ミニ天文観測所「てんもんくん」など上記以外の施設
3	スポーツ・レクリエーション系施設	あけぼの荘など上記以外の施設
4	産業系施設	追川椎茸生産施設など他の施設
6	保健・福祉施設	高齢者支援センター「小川の郷」など上記以外の施設
7	医療施設	崎の原医師住宅など上記以外の施設
8	行政系施設	消防関係施設など上記以外の施設
10	その他	トイレ、駅舎、バス停留所など

(1) 施設保全の基本的な方針

「個別施設計画」及び「医療施設におけるインフラ長寿命化計画」による整備方針は以下の通りです。

表 「個別施設計画」及び「医療施設におけるインフラ長寿命化計画」対象施設の基本的な方針

方針	内容
長寿命化	安全性が確保され、コストの縮減が見込める場合は、耐用年数期間内に公共施設等の長寿命化を図る改修を実施することにより、更新時期の延長、財政負担の軽減と平準化を図る。
費用の縮減	従来機能や利便性を維持しながら改修、更新、維持管理費用の縮減を図る。
予防保全	日常的な点検、劣化診断等に基づき、改修、更新の優先度を設定するとともに、修繕周期表等を基に適切な時期に修繕、改修等を実施し、公共施設等の安全性を確保する。

「学校施設長寿命化計画」による整備方針は以下の通りです。

表 学校施設等の基本的な方針

方針	内容
長寿命化	長寿命化改修にあたっては、単に建築時の状態に戻すのではなく、「安全面・耐用性」「機能性・快適性」「環境面」を確保するための改修を行う。 「安全性・耐用性」「機能性・快適性」の改修では、構造体の長寿命化やライフラインの更新等により建物の耐久性を高め、維持管理コストの縮減、計画的な支出による財政の平準化を図る。また、「環境面」の改修では多様な学習形態による活動が可能となる環境の提供など、現代の社会的な要請に応じるための改修を行う。

「公営住宅長寿命化計画」による整備方針は以下の通りです。

表 町営住宅等の基本的な方針

方針	内容
実施方針	(修繕対応) 標準修繕周期を踏まえて定期的な点検を行い、適切な時期に予防保全的な修繕を行うことで、居住性・安全性等の維持・向上を図り、長期的に活用する。 (居住性向上型) 引き続き活用を図るストックについては、住戸・住棟設備の機能向上を行い居住性を向上させる。 (福祉対応型) 活用を図るストックについては、高齢者等が安全・安心して居住できるよう、住戸、共用部、屋外のバリアフリー化や設備の更新を進める。 (安全性確保型) 耐震性に課題のあるラーメン構造住棟において耐震改修等により躯体本安全性を高めるほか、非常時に円滑に避難できるよう避難設備や経路の整備・確保を行う。また、防犯性や落下・転倒防止など生活事故防止に配慮した改修を行う。

### 3. インフラ系施設に関する類型別の基本方針

インフラ系施設については、複合化や用途変更等の取組みが適用できません。このため施設それぞれに基本的な方針が必要となります。

各施設の課題と品質とコストに対する基本的な方針を以下に示します。

#### (1) 道路

現状及び課題等	基本的な方針
・「日之影町道路トンネル長寿命化修繕計画」(令和2年3月日之影町建設課)が策定されている。	・「事後保全型管理」から適切な時期に修繕を行う「予防保全型管理」への転換を図る。 ・舗装修繕計画を策定し、その内容に沿った計画的な維持管理を行う。  【品質方針】 ・主要な道路及び道路付属施設等については、国土交通省が定めた点検実施要領に基づいて、5年毎に定期的な点検を実施する。 ・主要道路以外の生活道路については、日常のパトロールにより点検を実施する。  【コスト方針】 ・舗装修繕計画において、維持管理の優先順位を定め、財政状況を見極めながら予防保全型管理を行うことで、維持管理コストの平準化や低減を目指す。

(2) 橋梁

現状及び課題等	基本的な方針
<p>・「日之影町橋梁長寿命化修繕計画」(令和3年3月日之影町建設課)が策定されている。</p>	<p>・「事後保全型管理」から適切な時期に修繕を行う「予防保全型管理」への転換を図る。</p> <p>・橋梁長寿命化修繕計画に沿って計画的な管理を行う。橋梁長寿命化計画については、適宜見直しを行い、PDCA サイクルを循環していくものとする。</p> <p><b>【品質方針】</b></p> <p>・長寿命化修繕計画対象の橋梁については、日常的なパトロール点検に加え、通行者からの異常の報告、並びに5年に一度の定期点検(概略点検)により、橋梁の損傷を早期に発見すると共に健全度を把握する。</p> <p>・長寿命化修繕計画の対象外である橋梁については、日常点検及び5年サイクルによる定期点検(概略点検)を実施する。</p> <p>・日常的な維持管理においては、安全で円滑な交通の確保、第三者被害の防止を図ると共に、損傷要因の早期除去を目的として、清掃、維持管理作業をこまめに行い、軽微な損傷に対して応急的な対策を行う。</p> <p><b>【コスト方針】</b></p> <p>・計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、橋梁の寿命を100年間とすることを目標とし、修繕及び架替えに要するコストを縮減する。</p>

(3) 上水道

現状及び課題等	基本的な方針
<p>・平成 29 年度から町内 8 地区の簡易水道事業を「日之影町簡易水道事業」として統合し、町で運営。</p> <p>・各施設とも老朽化が進んでいる為、計画的な施設の更新整備が課題である。また、人口減少等により料金収入も減少することが予想され、料金改定も今後の検討課題である。</p> <p>・「日之影町簡易水道事業経営戦略」(令和 3 年 3 月)が策定されている。</p>	<p>・生活に必須なインフラ施設として、給水機能を確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検、修繕を行う「予防保全型管理」を徹底する。</p> <p><b>【品質方針】</b></p> <p>・段階的に耐震管への更新を行い、地震被災時の上水道の機能を確保する。</p> <p>・老朽化した管路の調査・診断・更新を計画的に行う。</p> <p><b>【コスト方針】</b></p> <p>・効率的な維持管理を推進することにより、維持管理費用の縮減・平準化を図る。</p>

(4) 下水道

現状及び課題等	基本的な方針
<p>・平成 12 年 4 月に大人地区農業集落排水施設が供用開始となったが、今後計画的な施設の更新、整備が課題である。また、人口減少等により、料金収入も減少となることが予測され、料金改定も今後の検討課題である。</p> <p>・「日之影町農業集落排水事業経営戦略」(平成 29 年 3 月)が策定されている。</p>	<p>・生活に必須なインフラ施設として、汚水処理機能を確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検、修繕を行う「予防保全型管理」を徹底する。</p> <p><b>【品質方針】</b></p> <p>・管路、マンホールの耐震化を段階的に行い、地震被災時に下水道の機能を確保する。</p> <p><b>【コスト方針】</b></p> <p>・老朽化した管路の調査・診断・更新を計画的に行う。</p>

# 第6章 計画の推進

## 1. 推進体制

計画の推進に当たっては、「第4章 計画における基本の方針」に基づき実施します。

### (1) 公共施設等の管理運営の現状

公共施設等の維持管理(営繕補修を含む)や公共施設等の運営(施設サービスや活動等)については、各施設等の所管部署が個別に実施しています。

また、各施設等にかかる更新、修繕、維持管理の履歴等の保全データについても、各施設等の所管部署が個別に管理をしている状況です。

### (2) 庁内推進体制の整備

総合的かつ計画的な管理を実現するため、公共建築物及びインフラ施設について、担当職員への技術研修、適正管理に必要な体制を下記の通り検討し、実施します。これまで、公共建築物の改修や維持管理、インフラ資産の長寿命化等については、それぞれの分野で個別に取組みが進められてきました。本計画策定後の庁内推進体制としては、計画の進行管理と公共施設等にかかる更新、修繕等の年度計画の実践、管理等を一つの部署で一体的に実施していくハード面の事業評価が可能な専門部署の設置を検討します。その結果、専門部署の設置が難しい場合は、公共施設の更新や大規模改修等の実施に当たって、庁内横断的な意思決定や調整を図るための推進委員会等、創設を含めた組織づくりが必要となります。

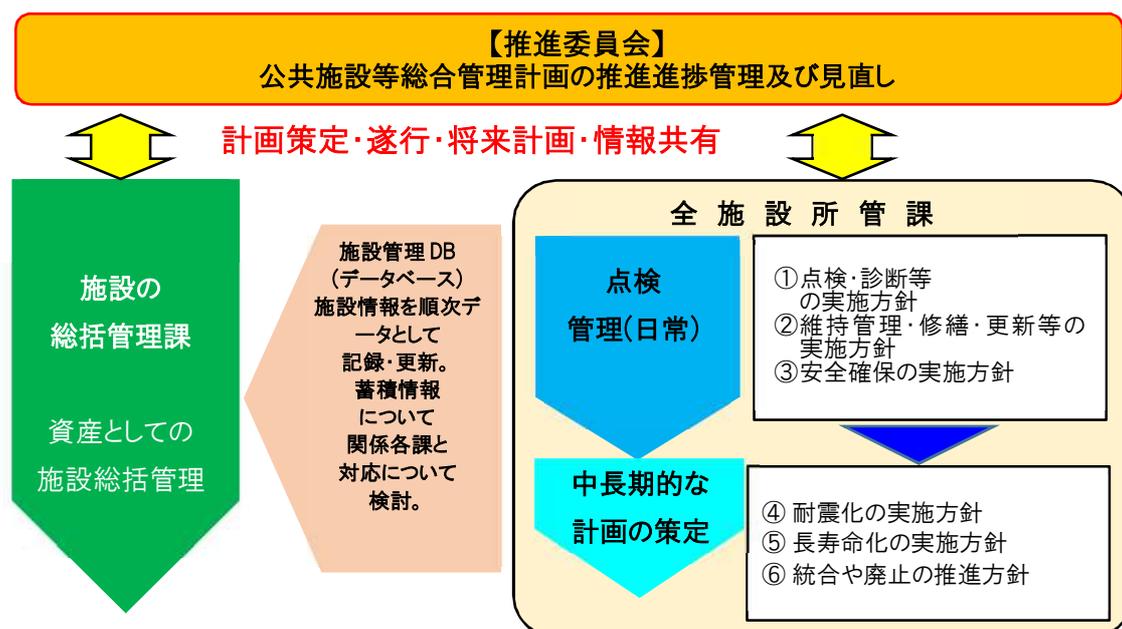


図 庁内推進体制

### (3) 管理体制の構築方針

「施設データベース」にて施設情報の一元管理を行います。施設点検、修繕、工事の実施状況、維持管理費等を「施設データベース」に順次データとして記録・更新していき、蓄積された情報について、関係各課の共有のあり方について検討を行います。

## 2. 計画の進め方

### (1) フォローアップの推進

今後、本計画は、個別の施設類型毎に策定された長寿命化計画等に基づくフォローアップを実施し、適宜の見直しと内容の充実を図ります。公共施設等総合管理計画について、見直しを実施した場合は、ホームページ等で公表し、住民への説明が必要な場合は必要に応じて説明を行います。また、今後の財政状況や社会環境の変化があった場合にも同様に計画の見直しを行います。

### (2) PDCA のマネジメントサイクルに基づいた推進計画の見直し

推進計画の定期的な検証と見直しに当たっては、推進計画の策定(Plan)、アセットマネジメントの取組みの実施(Do)、実施結果の検証(Check)、推進計画の見直し(Action)といった、PDCA のマネジメントサイクルに基づいて実施し、次期計画期間に更新時期を迎える公共施設の複合化等についてもあわせて検討を行います。実施結果の検証では、推進計画の進捗状況の評価や施設老朽化度の判定等、取組みにより目標とする成果が現れているかといった視点での検証を行います。

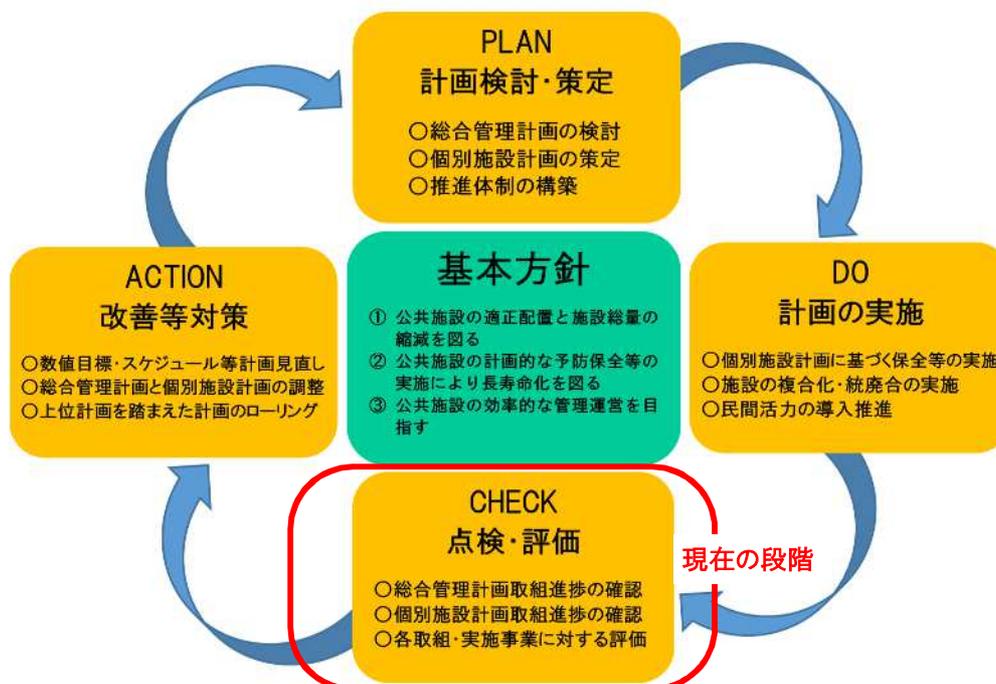


図 推進に向けた体制及び PDCA サイクル

本計画は、実施結果の検証（Check）が重要で、本計画の進捗状況の評価や施設老朽化度の判定等、取組みにより目標とする成果が現れているかといった視点での検証を行います。そのために現段階ではPDCAのマネジメントサイクルをCAPDとしての実行が必要となります。

表 CAPDサイクルの内容

CAPDサイクルへの移行	内容
点検・評価（Check）	成果を確認し、課題把握ができているか確認する。
改善等対策（Action）	不具合・不都合があれば、改善策の検討を実施する。
計画検討・策定（Plan）	さらなる改善計画策定を検討し、再整備の与条件等を明確にする。
計画の実施（Do）	マネジメントを実施する。